

秘

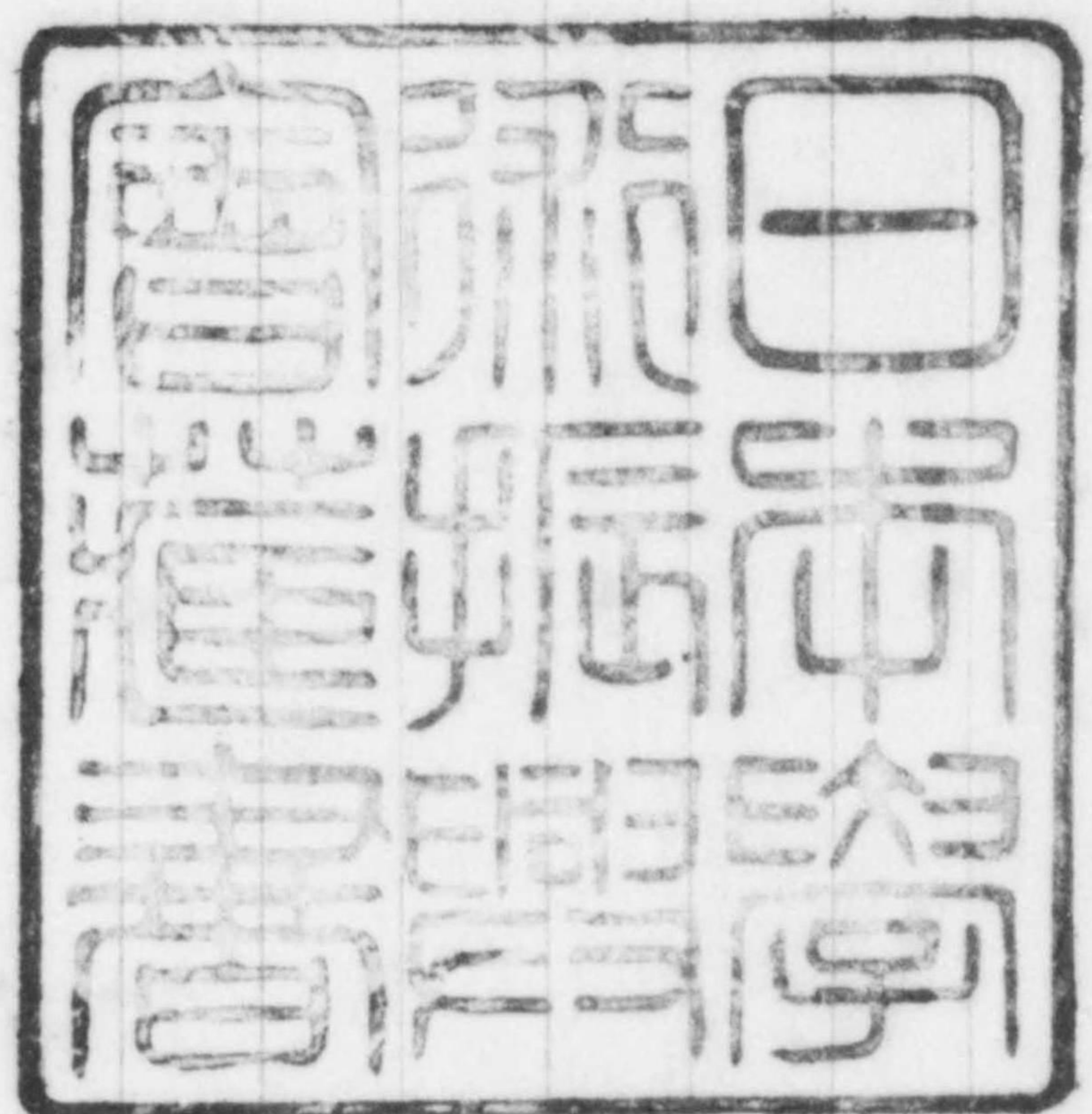


会社條例  
編纂委員會

商社法第三、四讀會文字校正會議筆記

日本學術振興會





日本大學圖書館藏





序

日本學術振興會第一（法律學、政治學）常置委員會は昭和八年十月其の最初の會合に於て、維新以降我國の立法資料の蒐集に關する小委員會を設置することに決定した、之が即ち第九小委員會である。

右第九小委員會は其の劈頭の事業として、法典調査會に於ける民法法典案の審議の速記録を印刷し、引き續いて刷了したのが左記の通りである。此等の速記録及法案等は原本が一部僅に司法省に存するのみであつて、若し火災等の危険を考へるならば、眞に慄然たらざるを得ないのであるが、今、此の印刷が完了して、適當の場所に夫々それを保管することが出来るやうになつたのは、誠に結構な次第である。

此等の印刷には、昭和十年十二月から昭和十四年十二月まで三年一箇月の日子を費した。尙、之に付て司法省の當局が直接間接に多大の援助を與へられたことを、茲に深謝する。

昭和十四年十二月

第九小委員長 加藤 正 治



附記

第九小委員會に屬し又嘗て屬した委員の氏名は左の通りである。

○現在委員

加藤正治	尾竹猛	織田萬	川島信太郎	坂野千	清水里	田中耕太郎	寺尾元彦	長島毅	松宮順	中島玉吉	牧野英一	山川端夫	山田三良
------	-----	-----	-------	-----	-----	-------	------	-----	-----	------	------	------	------

○舊委員

烏賀陽然良	岡田朝太郎	神戶寅次郎	金森徳次郎	栗山茂	栗原正	末廣重雄	立作太郎	穂積重遠	三浦信三	池田寅二郎	永田安吉	米澤菊二	大森洪太
-------	-------	-------	-------	-----	-----	------	------	------	------	-------	------	------	------

記

○裁判所構成法

裁判所構成法議事速記録

同

ルードルフ氏裁判所構成法修正案理由書

○民法

民法草案財産編議事速記録  
 民法草案取得編議事速記録  
 民法草案擔保編議事速記録  
 民法草案議事筆記録  
 民法再調査案議事筆記録  
 民法再調査議事速記録  
 民法整理會議事速記録  
 民法主在會議事速記録  
 民法總會議事速記録  
 民法施行法議事速記録  
 民法整理會議事速記録  
 民法編纂ニ關スル諸意見書綴込  
 民法草案意見書人事相續

三冊  
二冊  
一冊  
一冊  
九冊  
五冊  
三冊  
四冊  
四冊  
一〇冊  
七冊  
六冊  
五冊  
二冊  
一冊  
一冊  
一冊

○商法

商法再調(舊法時代)筆記及意見書  
 商法論事要録  
 商法整理會議事速記録  
 商法施行法議事錄  
 商法草案  
 商法案ニ對スル意見書  
 商法修正案參考書  
 商法決議案  
 商法中改正議事速記録  
 商法草案議事速記録  
 商社法第一讀會會議筆記録  
 商社法第一讀會會議筆記録  
 商社法第二讀會會議筆記録  
 商社法第二讀會會議筆記録  
 商社法第三四讀會會議筆記録  
 文正校正會議筆記録

六冊  
一〇冊  
一冊  
一冊  
一冊  
一冊  
一冊  
一〇冊  
一六冊  
一六冊  
四冊  
六冊  
二冊  
一冊



○商法關係諸法

小商人ノ範圍ニ關スル勅令案議事速記録

一冊

外國人又ハ外國法人ノ權利ノ目的タル不動産ニ關スル勅令案 議事速記録

一冊

外國會社ノ支店及ヒ外國人カ設立シタル會社並組合ニ關スル勅令案 議事速記録

一冊

○訴訟法

民事訴訟法筆記

七冊

民訴聯合會議事速記録

一冊

民訴議事速記録

三六冊

訴答文例

一冊

人事訴訟手續法議事速記録

一冊

非訟事件手續法議事速記録

一冊

○刑法

刑法聯合會議事速記録

五冊

○諸法

法例議事速記録

二冊

國籍法並明治六年第三百三號布告改正案議事速記録

一冊

戶籍法議事速記録

一冊

不動産登記法議事速記録

三冊

不動産登記法整理會議事速記録

一冊

船舶登記規則議事速記録

一冊

船舶法議事速記録

一冊

船員法議事速記録

一冊

銀行條例、著作權法案等委員會總會議事速記録

二冊

行政裁決及行政裁判權限法委員會議事速記録

一〇冊

○審議會日記

委員總會日記

一冊

會議日記(第三部)

一冊

同 (第四部)

一冊

以上

商社法第三四讀會文字校正會議筆記 完



商社法編纂會議筆記

第三讀會第一回 明治十九年三月二日

午後第一時開會

商社法

第一章 總則

○第一條 原案第一條

商事會社ハ共同シテ商業ヲ營ム爲メ設立スルモノトス

具議ナシ

○第二條 原案第一條

法律規則ニ背戻スル事業ヲ目的トスル會社ハ初ノヨリ無効トス  
公安又ハ風俗ヲ害スヘキ營業ヲ爲ス會社ハ裁判所ノ處分ヲ以テ  
解散セシムルコトヲ得

(鶴田委員) 「效」ハ總テ「効」ト爲スヘシ(之ニ決ス)

商社三四ノ一

XB400  
N 1  
16



○第三條 原案第十一條

法律規則ニ依リ官許ヲ受ク可キ營業ヲ爲サントスル會社ハ其官許ヲ得ルニ非レハ之ヲ設立スルコトヲ得ス

(細川委員) 「非レハ」ハ總テ「非サレハ」ト爲スヘシ(之ニ決ス)

(岸本委員) 「株式會社及ヒ官許ヲ受クヘキ營業ヲ爲サントスル會社ハ」トセハ如何

○第四條 新設

會社ハ登記公告ヲ受クルニ非サレハ社外ニ對シ法律上ノ效ナキモノトス

異議ナシ

○第五條 原案第十二條

會社ハ社名ヲ設ケ社印ヲ製シ住所ヲ定ム可シ

社名ハ社店ノ前面ニ揭示ス可シ

(長森委員) 第二項ハ削除セハ如何

(本尾委員) 本條ノ原案ニハ社名ハ一地方内ニ於テ同一ナルコトヲ得ストアリシヲ修正案ニハ株式會社ノ社名ハ全國同名ナルヲ得ストセシガロエスレル氏ハ之ヲ原案ノ如ク爲シ度シト述ヘタリ否ラサレハ毎ニ農商務省ニ願出ルカ如キ實ニ煩雜ヲ免レサレハナリト

○第一項ハ「住所」ヲ「所在地」ニ改ム

第二項左ノ如ク新設ス

「社名ハ登記ヲ受クヘキ裁判所管轄内ニ於テ他ノ會社ノ社名ト同一ナル可ラス」

第三項(原案第二項)

第十九條ノ第二項ヲ削除ス



○第六條 原案第十三條

社印ニハ社名ヲ彫刻シ其印鑑一枚ヲ第十一條ニ掲ケタル登記官吏ニ差出ス可シ社印ヲ改正又ハ改刻スルトキモ亦此手續ヲ爲ス可シ

(鶴田委員) 「一枚」ヲ削リ「改正」ヲ「變更」ニ改ムヘシ(之ニ決ス)

○第七條 原案第十四條

社名及社印ハ總テ官廳ニ宛テタル文書並ニ報告、株券、手形、其他總テ會社ニ於テ權利ヲ有シ義務ヲ負フ可キ各種ノ書類ニ用ユ可シ

(岸本委員) 最初ニ在ル「總テ」ノ二字ヲ削ルヘシ(之ニ決ス)

○第八條 原案第十五條

會社ハ獨立シテ自己ノ財産ヲ所有シ其名義ヲ以テ權利ヲ有シ義

務ヲ負ヒ又原告被告ト爲ルモノトス

會社通常ノ裁判管轄ハ其住所ヲ管轄スル裁判所ニ屬スルモノトス

(長森委員) 「通常」ノ二字ヲ削リ「住所」ヲ「所在地」ト爲スヘシ(之ニ決ス)

○第九條 原案第二十五條

會社ハ帳簿ヲ備ヘ其商業及財産ノ現状ヲ明知シ得ヘキ記載ヲ爲スノ義務アルモノトス又開業ノ時及毎年度初ノ三ヶ月内ニ總財産ノ目錄並ニ貸方借方ノ對照表ヲ製シ共ニ之ヲ別冊ノ帳簿ニ記入ス可シ

四季又ハ毎半年ニ利足又ハ益金ヲ社員ニ配當スル會社ハ毎半年ニ財産目錄及貸借對照表ヲ製シ前項ノ規定ヲ履行ス可シ

(本尾委員) 三ヶ月内トアルハ不都合ナリ何トナレハ株式會社ハ



通常總會ハ定款ニ定メタル期限ニ開クヘシトアルニ依リ本條ヲ適用スルトキハ爲メニ總會ヲ開クノ期ヲ遲延セシムルコトナシトセサレハナリ

(長森委員) 本條ノ適用ハ合名會社ノミナリ何トナレハ合資會社ハ第九十一條株式會社ハ第一百五十九條ニ各々規定アレハナリ故ニ之ヲ合名會社ニ規定シ茲ニハ之ヲ削除セハ如何

○「初ノ三ヶ月内ニ」ヲ「ノ終リニ於テ」ニ「之ヲ別冊ノ」ヲ「之レカ爲メニ設タル」ニ改ム

○第十條 原案第二十六條

帳簿ハ其記載ノ終尾ヨリ十年間保存シ亡失毀損セサル爲メ注意ヲ加フ可シ

異議ナシ

○第十一條 原案第二十七條

商社三四ノ四

本法ニ規定シタル登録簿ノ登記ハ會社ハ管轄スル始審裁判所ノ登記官吏ニ於テ取扱フモノトス

異議ナシ

○第十二條 原案第二十八條

登記ヲ受ク可キ事項ハ會社ノ當務者又ハ其代理人書面ヲ以テ之ヲ届出且之ニ必要ノ證據書類ヲ添フ可シ

異議ナシ

○第十三條 原案第三十條 全第三十一條

登記官吏前條ノ届出ヲ適法ト認ムルトキハ速ニ之ヲ登録簿ニ登記シ且其要旨ヲ拔萃シテ届出ノ日ヨリ五日內ニ公告ス可シ

(本尾委員) 要旨ヲ拔萃トアレトモ各會社ノ部ニ其要旨ヲ規定シアリテ登記官吏ノ隨意ニ拔萃スヘキモノニアラサレハ拔萃シテノ四字ヲ削ルヲ可トス



○登記シ以下左ノ如ク修正ス

登記シ且届出ノ日ヨリ五日内ニ其要旨ヲ公告ス可シ

○第十四條 原案第三十二條

公告ノ方法及登記公告ノ費用ハ布達ヲ以テ定ムルモノトス

○「布達」ヲ「省令」ニ改ム

○第十五條 原案第三十四條

登録簿ハ何人ニテモ之ヲ展開スルコトヲ得  
（岸本委員） 騰寫以下ヲ削リ圖書ノ自ラ騰寫スルハ差支ナキコト  
ト爲スヘシ否ラサレハ前條ト同シク手数料ノ額ヲ定メサルヘカラ  
サレハナリ

○「騰寫云々納ム」ヲ削ル

○第十六條 原案第三十四條

○「騰寫云々納ム」ヲ削ル

○第十六條 原案第三十四條

登記及公告シタル事項ハ之ヲ知ラサルヲ以テ其義務ヲ免ル、コトヲ得ス

（本尾委員） 本條ニ依レハ自己ノ過失ニアラスシテ之ヲ知ルニ由シナカリシ者ト雖モ義務ヲ免ル、コトヲ得サルカ如ク見ユルノ恐れアリ就テハ之ヲ追補セハ如何

○事項ハノ下ニ「已レノ過失ナキコトヲ證明スルニ非サレハ」ヲ追加ス

○第十七條 原案第二十九條

登記事件ニ付登記官吏ニ對スル訴訟ハ始審裁判所ノ判決ヲ以テ終審トス

○「付登記官吏ニ對スル」ヲ「係ル」ニ改ム

于時午後第四時三十分散會







○本條ハ各ノ字ヲ削除シ他ハ修正案ニ決ス

○第十九條 原案第三十六條

社名ハ社員ノ一人或ハ數人ノ氏又ハ名ニ會社ノ字ヲ付ス可シ  
社名ハ登記ヲ受ク可キ裁判所管轄内ニ於テ他ノ會社ノ社名ト區  
別セサル可ラセス

(本尾委員) 「人」トアルハ名ト改ムヘシ如此場合ハ多クハ名ノ  
字ヲ用ユルコト、ナレリ

(岸本委員) 會社ノ字トアレトモ實際上ヲ考察スルトキハ原案ノ  
如ク會社タルヲ表スヘキ附號ヲ加ヘタルモノタル可シト改ムル方  
可ナルカ如シ何トナレハ現在商會又ハ私立銀行ノ如キ會社ト改メ  
サルヘカラサルノ不便アルヲ以テナリ

(本尾委員) 從來ノモノハ更ニ本法ニ依テ改ムルニ及ハサル旨ヲ  
達スルモ不可ナカルヘシ

(鶴田委員) 明カニ會社トナスト否ヲサルトハ委員長ノ決ヲ取ル  
コトトスヘシ

○本條ハ第一項ノミヲ存シ第二項ハ削除シ會社ノ文字ハ委員長ノ決  
ヲ取ルコトニ決シ第一項ハ左ノ如ク改ム

第十九條 社名ハ社員一名又ハ數名ノ氏名ニ會社ノ字ヲ付ス可シ  
○第二十條 原案第三十七條

會社ハ契約書ヲ作り初メテ設立スルモノトス契約書ハ總社員之  
ニ連署シ各員ニ其一通ヲ交付ス可シ

前項ノ規定ハ會社契約變更ノトキニ於テモ亦之ヲ遵守ス可シ  
(本尾委員) 第一項ハ先ニ修正委員ノ修正シタル如ク改ムルヲ可  
トス(之ニ決ス)

○本條第一項ハ左ノ如ク改ム第二項ハ原案ニ決ス  
第二十條 會社ハ契約書ヲ作ルニ非サレハ設立セサルモノトス契



約書ハ總社員連署シ各員其一通ヲ所持ス可シ

○第二十一條 原案第三十八條

會社ハ設立後速ニ本店及支店ノ地ニ於テ其登記公告ヲ受ク可シ  
異議ナシ

○第二十二條 原案第三十九條

登記及公告ス可キ事項左ノ如シ

- 一 合名會社ナル事
- 二 會社ノ業体
- 三 社名、所在地
- 四 各社員ノ氏名、住所
- 五 設立ノ年月日
- 六 存立期限ノ有無
- 七 業務擔當社員ヲ定メタルトキハ其氏名

(本尾委員) 第三十三條ニ代務者任免ノコトヲ規定セリ然ルニ其  
代務者ナルモノハ恰モ業務擔當者ト同シクシテ其代務者ノ所爲ニ  
依テ會社ハ權利義務ヲ得ヘキモノナレハ之ヲ登記公告スルハ必要  
ナルヘシト信スルナリ

(岸本委員) 第三十三條ニ至テ之ヲ記入スヘキヤ否ヤヲ質問スヘ  
シ若シ質問ノ上該條モ必要ナラストセハ之ヲ削除スルニ依リ本條  
ニモ亦之ヲ加ヘサルモ可ナリ或ハ代務者ノ規定ハ必要ナリトセハ  
其時ニ至リテ本條ニ加フルモ遲シトセス

(本尾委員) 該條ニ至リ質問ノ上決スルコトトスヘシ  
本條ハ異議ナシ

○第二十三條 原案第四十條

前條ノ事項變更シタルトキハ亦其登記公告ヲ受ク可シ  
異議ナシ



○第二十四條 原案第四十一條

會社ハ登記公告以前ニ開業スルコトヲ得ス違背スルトキハ裁判所ニ於テ其營業ヲ差止ム可シ

(本尾委員) 本法ニ裁判上ト記載スル所ハ總テ本條ノ如ク裁判所ト改ムヘシ(之ニ決ス)

○本條ハ左ノ如ク改ム

會社ハ登記公告以前ニ開業スルコトヲ得ス之レニ違フトキハ裁判所ノ處分ヲ以テ其營業ヲ差止ムヘシ

○第二十五條 原案第四十二條

會社其登記ノ日ヨリ六ヶ月間ニ開業セサルトキハ其登記公告ハ無効ト爲ス

(鶴田委員) 「爲」ノ字ハ削ルヘシ(之ニ決ス)

本條ハ爲ノ字ヲ削リタルノミ

○第二節 社員間ノ權利義務

○第二十六條 原案第五十條

社員間ノ權利義務ハ本法及會社契約ニ依テ定マルモノトス

異議ナシ

于時第十二時中止

午後第一時開會

○第二十七條 原案第四十三條

會社契約ハ總社員同意ノ決議ニ非サレハ變更スルコトヲ得ス其同意ヲ得サルトキハ従前ノ契約ニ循フ可シ

(長森委員) 同意ノ決議ト第二十九條ノ承諾トハ別段異ナル所ナキカ如シ就テハ之ヲ同一ノ文例トセハ如何

(本尾委員) 目的上ニ付少シク異ナル所アリ故ニ其文字ヲ變シテ一ハ決議ヲ以テナスヘキナリト一ハ否ラサルモ差支ナキヲ示サン



カ爲メニ前後ヲ異別セシモノナリ

本條ハ同意ノ決議トアルヲ「ノ承諾アルニ」ト改メ其同意ヲ得サルトキハトアルヲ「其承諾ナキトキハ」ト改ム

○第二十八條 原案第五十一條

會社契約ノ施行ニ關スル事項ハ社員ノ多數ニ依テ決ス可シ業務擔當社員ヲ定メタルトキハ其多數ニ依ル可シ

本條ハ多數ニ依テ決ス可シトアルヲ「決スルモノトス」ト改メ其多數ニ依ル可シトアルヲ「其擔當社員ノ多數ニ依テ決ス可シ」ト改ム

○第二十九條 原案第五十二條

會社ノ事業ヲ擴張シ其他會社契約ニ豫定セサル義務ヲ負擔ス可キ事項ハ總社員ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ之レヲ爲スコトヲ得ス  
異議ナシ

○第三十條 原案第五十三條

會社ノ業務ヲ施行シ其利益ヲ保衛スルニ就テハ各社員同等ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フモノトス但業務擔當社員ヲ定メタルトキハ此限ニ在ラス

本條ハ「就テハ」ノ下ニ「特約アルニアラサレハ」ノ數字ヲ加ヘ但書ヲ削除ス

○第三十一條 原案第五十三條

社員ノ議決權ハ其出資額ニ因テ等差ヲ立ルコトヲ得ス  
異議ナシ

○第三十二條 原案第五十四條

業務ニ與カラサル社員ハ業務ノ實況ヲ監視シ會社ノ帳簿其他ノ書類ヲ檢閲シ意見ヲ陳述スルコトヲ得  
本條ハ「業務ニ與カラサル」トアルヲ「業務ヲ擔當セサル」ト改ム



○第三十三條 原案第五十五條

代務者ヲ任免スルノ權利ハ業務擔當社員ニ屬スルモノトス  
(長森委員) 本條ハ社員中ハ勿論擔當社員ト雖モ任免スルノ權利  
アル旨ヲ定ムルモノナレ共原案少シク不明ナル廉ナシトセス一應  
質問セハ如何

(岸本委員) 然リ先ツ夫マテハ「擔當ノ任アル社員」トナシ價ク  
ヘシ(之ニ決ス)

○第三十四條 原案第五十六條

各社員ハ會社ノ業務ニ對シ正當ナル商人其業務ニ於ケルト齎シ  
キ勉勵注意ヲ爲スノ義務アルモノトス其義務ヲ怠リ會社ニ損害  
ヲ生シタルトキハ之ヲ賠償セサル可ラス

○第三十五條 原案第五十五條

社員出資ヲ差入レタルトキハ契約ニ定メタル價格ヲ附シ之ヲ財

産目錄ニ記入シ會社ノ所有ニ歸スルモノトス但單ニ利益配當標  
準ノ爲メ價格ヲ定メタルモノハ此限ニ在ラス

○第三十六條 原案第五十八條

收實權又ハ使用權ヲ出資ト爲シタルトキハ權權利ノミ會社ニ移  
轉スルモノトス

○第三十七條 原案第五十九條

前條ノ場合ニ於テ物件損亡シタルトキハ其所有權ノ損失ハ所有  
主ニ歸シ收實權又ハ使用權ノ損失ハ會社ニ歸スルモノトス

○第三十八條 原案第六十三條

社員契約ニ定メタル出資ヲ差入ル、コト能ハサルトキハ總社員  
ノ承諾ヲ得テ他ノ出資ヲ差入ルニ非サレハ社員ノ資格ヲ失フモ  
ノトス

○第三十九條 原案第六十二條



社員契約ニ定メタル出資ヲ差入レサルトキハ會社ハ之ヲ除名シ  
又ハ相當ノ利息ヲ拂ハシメ尙ホ何レノ場合ニ於テモ損害ヲ賠償  
セシムルコトヲ得

○第四十條 原案第四十四條

社員ハ契約外ニ出資ヲ増加シ又ハ損失ニ由テ減少シタル出資ヲ  
補充スルノ義務ナキモノトス

○第四十一條 原案第四十五條

社員ハ總社員ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ其出資又ハ會社資産中ノ  
持分ヲ減少スルコトヲ得ス

俱ニ異議ナシ

○第四十二條 原案第四十六條

社員ハ總社員ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ新タニ他人ヲ入社セシメ  
又ハ其地位ヲ他人ニ移スコトヲ得ス然レトモ亡社員ノ相續人ハ

反對ノ契約アルニ非サレハ其地位ヲ繼續スルコトヲ得  
本條然レトモ以下ヲ左ノ如ク改ム

然レトモ反對ノ契約ナキトキハ相續人亡社員ノ地位ヲ繼續スル  
コトヲ得

○第四十三條

原案第四十七條  
全 第四十八條

社員其持分ノミチ他人ニ賣渡讓渡シ又ハ他人ト組合ヒ之ヲ共有  
スルモ會社ニ對シ其効ナキモノトス

○第四十四條 原案第六十四條

社員會社ノ爲メニ金圓ヲ立替タルトキハ相當ノ利息ヲ要求スル  
コトヲ得

社員業務取扱ノ爲メ直接ニ損害ヲ受ケタルトキハ會社ニ對シ其  
賠償ヲ要求スルコトヲ得

異議ナシ



○第四十五條 原案第六十五條

社員業務取扱上ノ勤勞ニ付キ特約アルニ非サレハ其報酬ヲ要求スルコトヲ得ス但勞力ヲ出資ト爲シタル者契約外ニ勞力ヲ供シタルトキハ之ヲ要求スルコトヲ得

本條ハ勞力ヲ供シタルトキハ之ヲ要求スルコトヲ得トアルヲ勞力ヲ供シタルトキハ其報酬ヲ要求スルコトヲ得ト改ム

○第四十六條 原案第六十六條

社員會社ノ爲ニ領收シタル金圓ヲ相當ノ期限内ニ會社ニ引渡サ、ルトキハ會社ハ相當ノ利息ヲ拂ハシメ且損害ヲ賠償セシムルコトヲ得

○第四十七條 原案第六十七條

社員ハ總社員ノ承諾ヲ得スシテ別ニ會社ノ營業ト同種ノ取引ヲ爲シ又ハ之レニ參與スルコトヲ得ス

前項ノ規定ニ背キタルトキハ會社ハ其社員ヲ除名シ又ハ其取引ヲ會社ニ引受ケ尙ホ何レノ場合ニ於テモ損害ヲ賠償セシムルコトヲ得

○第四十八條 原案第六十八條

會社ノ損益ヲ共分スル割合ハ特約アルニ非レハ各社員出資ノ價額ニ準ス可シ

異議ナシ

○第四十九條 原案第七十一條

社員會社ニ對シ詐偽ヲ行ヒ或ハ業務ニ與カラサル者ニシテ業務擔當ノ所爲ヲ行ヒ其他甚シク主要ノ義務ヲ欠キタルトキハ會社ハ之ヲ除名シ且損害ヲ賠償セシムルコトヲ得

本條ハ業務ニ與カラサル者トアルヲ業務ヲ擔當セサル者ト改メ「甚シク」ノ三字ヲ削除ス



○第五十條 原案第七十二條

社員本法ノ規定又ハ會社契約ニ據リ會社ノ爲ノニ執行シタル事件ハ各社員ニ於テ之ヲ承認セサル可ラス

異議ナシ

○第三節 社外ニ對スル權利義務

○第五十一條 原案第七十五條

會社ハ業務施行ノ權アル社員會社ノ爲ニ爲シタル事件ニ付直接ニ權利ヲ有シ義務ヲ負フモノトス

本條施行ノ權トアルヲ擔當ノ任ト改ム以下數條ニ施行ノ權アルト記スルモノハ總テ擔當ノ任アル社員ト改ム

○第五十二條 原案第七十三條

會社ノ權利ハ業務施行ノ權アル社員之ヲ執行スルコトヲ得施行ノ權トアルヲ擔當ノ任ト改ム

○第五十三條 原案第七十四條

會社ノ義務ハ權利者ヨリ業務施行ノ權アル社員ニ對シ之ヲ履行セシムルコトヲ得

前條ト同シタ施行ノ權ヲ擔當ノ任ト改ム

○第五十四條 原案第七十六條

業務擔當ノ任アル社員ノ權ニ制限ヲ立ルモ其制限ハ社外人ニ對シ無効トス

本條モ前條ト同シタ之ヲ改ム且權ノ下ニ利ノ字ヲ加フ

○第五十五條 原案第七十七條

會社ノ負債ニ對シテハ先ツ會社ノ財産ヲ以テ之ニ充テ次テ社員ノ財産ヲ以テ之ニ充ルモノトス

異議ナシ

○第五十六條 原案第七十八條



社員ニアラスシテ其氏名ヲ社名ニ表シ又ハ事實社員タルノ權利義務ヲ有スル者ハ社員ト均シク連帶無限ノ責任ヲ負フモノトス  
本條權利義務ヲ有スルモノトアルヲ事實アル者ト改ム

○第五十七條 原案第八十條

新ニ加入スル社員ハ特約アルニ非サレハ其加入前ニ發生シタル會社ノ負債ニ對シ責任ヲ負ハサルヘカラス  
本條ハ責任ヲ負ハサルヘカラストアルヲ責任ヲ負フモノトスト改ム

○第五十八條 原案第八十二條

會社財産ニ屬スル物件ハ社員ノ債主ノ要求ニ充ルコトヲ得ス但差入前ニ於テ其物件ニ付既得ノ權利アル者ニ對シテハ此限ニアラス

○第五十九條 原案第八十三條

社員ノ受取ル可キ利息又ハ利益配當高ハ社員ノ債主ヨリ會社ニ

對シ之ヲ要求スルコトヲ得其持分ヲ要求スルヲ得ルハ社員ノ退社若クハ會社解散ノ場合ニ限ル可シ

○第六十條 原案第八十四條

會社ニ對スル借分ト社員ニ對スル貸分ト又會社ニ對スル貸分ト社員ニ對スル借分ト差引ヲ爲スコトヲ得ス

○第六十一條 原案第八十五條

社員ノ持分ヲ減少シタル爲メ會社ノ債主ニ於テ會社ノ財産ヨリ其要求ヲ完フスル能ハサルトキハ減少ノ日ヨリ一年以内ハ之ニ對シ異議ヲ申述フルコトヲ得

異議ナシ

于時第四時閉會



第三讀會第三回 明治十九年三月六日

午後開會

○再讀

○第十九條

(本尾委員) 本條ハ先回ニ於テロエスレル氏案ノ如ク會社タルノ稱號ヲ付スヘシト爲シ商會、組合等之ヲ隨意ニ任スルコトトセハ如何ノ議アリシ是ハ就レニ決定スヘキヤ

(委員長) 「會社ノ字ヲ付スヘシ」ト爲スコトニ決スヘシ

○第二十二條第三十三條

(本尾委員) 兩條ヲ按スルニ代務者ヲ任スルモ登記公告スルノ方法ナシ然レトモ合名會社ニ在テ代務者ヲ任スルトキハ業務擔當者ト異ナラス且ツ商法ニ於テハ數人ニテ代理者ヲ任シタルトキハ之ヲ登記公告スルヲ以テ通則トスルニ依リ本條モ亦之ヲ公告セシム



ルコトニセハ如何ナルヤノ質問ヲ爲スコトニ決セシガ之レハ如何スヘキヤ

(委員長) 質問スヘシ

以上再議了

○第六十二條

原案第八十六條第一  
全 第八十八條

社員ハ會社契約ノ有期又ハ無期ナルニ拘ハラズ總社員ノ承諾ヲ得テ退社スルコトヲ得

社員ノ退社ハ重要ノ事由アルニ非サレハ事業年度ノ末ニ限ル可シ

異議ナシ

○第六十三條 原案第八十六條

左ニ掲ケタル者ハ退社シタルモノトス

一 除名セラレタル者

二 剛員ナキ死亡者

三 破産者

四 無能力者

五 其他商業ヲ營ム能力ヲ失フタル者

異議ナシ

○第六十四條 原案第八十七條

社員退社シタルトキハ會社ハ速ニ其登記公告ヲ受ク可シ

異議ナシ

○第六十五條

原案第九十一條  
全 第九十二條

會社ハ退社員ノ爲メ特ニ精算書ヲ製シ退社ノ時ノ割合ヲ以テ其持分ヲ拂渡ス可シ但會社ノ負債其貸方ニ超過スル場合ニ於テハ退社員ハ其負擔ニ歸スヘキ負債高チ會社ニ仕拂フノ義務アルモノトス



退社前ノ取引ニシテ未タ結了セサルモノハ其結了ヲ俟テ精算スルコトヲ得

「精算」ヲ總テ「清算」ニ改ムルコトニ決ス

○第六十六條 原案第九十三條第一

退社員ノ持分ハ特約アルニ非サレハ其出資ノ種類ヲ問ハス金圓ヲ以テ拂渡ス可シ但出資努力ナルトキハ其價格ヲ價フノ義務ナキモノトス

異議ナシ

○第六十七條

原案第九十條  
全 第九十四條

退社員ハ未結ノ取引ニ付會社ト關係ヲ有スルノ外社員タルノ權利義務ナキモノトス然レトモ退社前ニ係ル會社ノ負債ニ付テハ退社後一年間尙ホ無限ノ責任ヲ免ルルコトヲ得ス

異議ナシ

○第六十八條 原案第八十九條

社員ノ退社ノ爲メ會社ハ解散セサルモノトス

「社員ノ」ノ「」ヲ削ル

○第五節 會社ノ解散

○第六十九條 原案第九十五條

會社ハ左ノ場合ニ於テ解散スルモノトス

一 會社存立期限ノ終リタル時

二 會社契約ニ定メタル解散事由ノ生シタル時

三 總社員ノ承諾

四 會社ノ破産

五 裁判所ノ處分

異議ナシ

○第七十條 原案第九十六條



會社支拂ヲ停止シタル時ハ破産シタルモノトス  
異議ナシ

○第七十一條 原案第九十七條

會社其目的ヲ達スル能ハス若クハ其地位ヲ維持スル能ハサルニ  
至リ一名又ハ數名ノ社員ヨリ其理由ヲ以テ解散ヲ申立ルトキハ  
亦裁判所ノ處分ヲ以テ之ヲ解散セシムルコトヲ得

「能ハス」ノ上ニ「コト」ノ二字ヲ挿入ス

○第七十二條 原案第九十八條

第六十九條、第一項第二項ノ場合ニ於テハ總社員又ハ一部社員  
ニ於テ會社ヲ保護スルコトヲ得但之ニ加ハラサル社員ハ退社シ  
タルモノトス

異議ナシ

○第七十三條 原案第九十九條

會社解散スルトキハ總社員ノ多數決ヲ以テ結算人一名又ハ數名  
ヲ撰定シ速ニ其解散ノ事由、年月日及結算人ノ氏名ノ登記公告  
ヲ受ク可シ但破産ニ依リ解散スル場合ハ此限ニ在ラス

(本尾委員) 「會社解散スルトキハ破産ニ依リ解散スル場合ノ外  
總社員云々」ト爲シ但書ヲ削ルヘシ(之ニ決ス)

○第七十四條 原案第一百一條

結算人ハ會社ノ借方ヲ償却シ貸方ヲ取立テ物件ヲ賣却シ其他殘  
務ヲ終了ス可キモノトス  
結算人ハ結算ノ爲メニ非サレハ營業ヲ保護シ又ハ新ニ取引ヲ爲  
スコトヲ得ス

異議ナシ

○第七十五條 原案第一百二條

結算人ノ擔任事務ハ社員之ヲ制限スルコトヲ得ス然レトモ重要



ノ事由アリテ社員ヨリ申立ルトキハ裁判所ノ處分ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得

異議ナシ

○第七十六條 原案第百三條

結算人擔任ノ事務ヲ終了シタルトキハ各社員ニ其計算書ヲ報告シ第四十八條及第六十六條ニ照シテ其財産ヲ分配ス可シ但支障ナキ財産ハ結算中ト雖モ之ヲ分配スルコトヲ得

異議ナシ

○第七十七條 原案第百六條

會社帳簿其他書類ノ保存ハ第十條ニ從ヒ社員ニ於テ之ヲ擔任ス可シ

異議ナシ

○第七十八條 原案第百八條

商社三四ノ二〇

社員會社ノ負債ニ對スル無限責任ノ期滿免除ハ其解散後五ヶ年トス但他ノ法律ニ定メタル五年以内ノ期滿免除ニ係ルモノハ此限ニアラス  
未タ分配セサル會社財産ニ對シテハ前項ノ期限ニ拘ハラズ會社ノ債主其要求ヲ爲スコトヲ得

異議ナシ

○第三章 合資會社

○第七十九條 原案第百九條

社員中ノ一名又ハ數名ノ責任ニ付特約アルニ非ザレハ總社員ノ責任出資ト爲シタル金圓又ハ有價物件ノ額ニ限ル會社ヲ合資會社ト爲ス

合資會社ハ社員ノ數ニ制限ナキモノトス

(細川委員) ロエスレル氏案ノ方却テ明瞭ナリ



○本條ハ「社員ノ責任其一名又ハ數名ニ對シ特約アルニ非サレハ其  
出資ト爲シタル金圓云々」ニ修正ス

○第八十條 原案第一百十條  
合資會社ハ本章ニ定メタル規則ノ外總テ合名會社ノ規則ニ從フ  
モノトス

異議ナシ

○第八十一條 原案第一百十一條

合資會社ノ登記公告中ニハ第二十二條ニ列記シタルモノ、外尙  
ホ左ノ事項ヲ掲ク可シ

- 一 會社資本ノ總額
- 二 各社員ノ出資額
- 三 無限責任社員アルトキハ其氏名
- 四 取締役ノ責任有限若クハ無限及其氏名

異議ナシ

○第八十二條 原案第一百十二條

社名ニハ社員ノ氏名ヲ用ユルコトヲ得スト雖トモ無限責任社員  
アルトキハ其氏名ヲ用ユルコトヲ得

社名ニハ必ス合資會社ノ字ヲ附ス可シ  
社名ニ氏名ヲ用ヒタルトキハ其社員ハ會社ノ負債ニ對シ無限責  
任ヲ負フモノトス

異議ナシ

○第八十三條 原案第一百十三條

社員ハ會社ノ營業ト同種ノ取引ヲ爲シ又ハ之ニ與カルコトヲ得  
(細川委員) 本條及ヒ第四十七條共ニ「與カル」トアルヲ「參與  
スル」ト改ムヘシ(之ニ決ス)

○第八十四條 原案第一百十五條



會社契約又ハ會社ノ決議ヲ以テ社員中ヨリ一名又ハ數名ノ取締役ヲ撰定ス可シ

異議ナシ

○第八十五條 原案第一百十六條

取締役ハ會社ヲ代表スルノ全權ヲ有スルモノトス但會社契約又ハ會社ノ決議ヲ遵守セサル可カラズ

異議ナシ

○第八十六條 原案第一百十七條

取締役ノ代表權利ノ制限ハ善意ヲ以テ取引ヲ爲シタル社外ニ對シ無効トス

(鶴田委員) 本條ニハ社外人トアリ第五十四條ニハ社外アリ何レ

カ一定スヘシ前條ニ「人」ヲ加フ可シ(之ニ決ス)

(本尾委員) 無効ノ上ニ其制限ハト改ムヘシ

○本條ハ左ノ如ク修正ス

取締役ノ代表權利ニ制限ヲ立ルモ善意ヲ以テ取引ヲ爲シタル社外人ニ對シ其制限ハ無効トス

○第八十七條 原案第一百十八條

有限責任社員ハ特約アルニ非サレハ取締役ノ承諾ヲ得テ其持分ヲ他人ニ賣渡讓渡スコトヲ得其買受讓受人ハ舊社員ノ權利義務ヲ繼承シタル者トス

(本尾委員) 「特約アルニ非サレハ取締役」ヲ「會社」ニ改ムヘシ(之ニ決ス)

于時午後第四時閉會



第三讀會第四回 明治十九年三月九日

欠席 箕作 委員

全 周布 委員

全 本尾 委員

午前

○第八十八條

原案第二百二十一條  
全 第二百二十二條

會社ハ取締役ノ在任中ニ生シタル負債ニ對シ無限ノ責任ヲ負ハ  
シム可キ旨ヲ會社契約又ハ會社ノ決議ヲ以テ豫メ定ムルコトヲ  
得

前項ニ掲ケタル無限ノ責任ハ其解任後一ケ年ヲ以テ限リトス

本條ハ左ノ如ク修正シタリ

第八十九條 會社契約又ハ會社ノ決議ヲ以テ取締役ハ其在任中ニ  
生シタル會社ノ負債ニ對シ無限ノ責任ヲ負フ可キ旨ヲ豫メ定ル



コトヲ得

前項ニ掲ケタル無限ノ責任ハ其解任後一ケ年ヲ以テ限リトス

○第八十九條 原案第二百二十四條

取締役ハ每年少クトモ一回通常總會ヲ招集ス可シ其他取締役ニ於テ必要ト認ムル時又ハ社員四分一以上ノ請求アルトキハ臨時總會ヲ招集ス可シ

異議ナシ

○第九十條 新設

總會ヲ招集スルニハ開會ヨリ少クモ七日以前ニ各社員ニ其議事ノ要旨ヲ通知シ及開示ス可キ書類ヲ送付ス可シ

本條ハ「少ナクモ」トアルヲ「少ナクトモ」ト修正シ他ハ呈案ニ任ス

○第九十一條 原案第二百二十五條

商社三四ノ二四

取締役ハ事業年度ノ終リタル後直ニ通常總會ヲ開キ其年度ノ計算書、貸借對照表及事業報告書ノ検査認定ヲ受ク可シ其認定ハ出席社員ノ多數決ニ依ルモノトス

異議ナシ

○第九十二條 原案第二百二十六條  
全 第二百二十八條

臨時總會ニ於テ議ス可キ事項ハ總社員ノ過半数ニ依リ決スルモノトス但合名會社ニ於テ總社員同意ノ決議若クハ承諾ヲ要スル事項ハ總社員四分三以上ノ多數ニ依テ決ス可シ此ノ場合ニ於テハ不同意ノ社員ハ退社スルコトヲ得

本條ハ「同意ノ決議若クハ」ノ八字ヲ削ル

○第九十三條 原案第二百二十七條

會社ハ其資本ニ減額アル間ハ利息又ハ益金ヲ配當スルコトヲ得ス



前項ノ規定ト牴觸スル會社契約又ハ會社ノ決議ハ其効ナキモノトス

(長森委員) 第二項ハ此ニ明言セサルモ勿論ノコトナレハ削除スヘシ若シ之ヲ存セハ前條ノ決議ニ反スルモ亦効アリヤノ駁撃ナキヲ保セサレハナリ

(鶴田委員) 第二項ハ削除スルモ可ナリ

又第一項ノ會社ノ下ニ「損失ニ依テ」ノ五字ヲ加フヘシ

本條ハ「會社」ノ下ニ「損失ニ依テ」ノ五字ヲ加ヘ第二項ヲ削除ス

于時正午第十二時中止

午後第一時開會

○第四章 株式會社

○第一節 總則

○第九十四條

原案第百二十九條  
全第百三十一條

會社ノ資本ヲ株式ニ分チ株主ノ責任其株金額ニ止マルモノヲ株式會社ト爲ス

○第九十五條 原案第百三十條

株式會社ハ商業ヲ目的トスルニ非スト雖トモ商事會社ト見做ス可シ

○第九十六條 新設

株式會社ハ七人以上ニ限ルモノニシテ官許ヲ得ルニ非レハ創設スルコトヲ得ス

○第二節 會社ノ發起及設立

○第九十七條

原案第百三十二條  
全第百三十三條

株式會社ハ四人以上ニ非サレハ發起スルコトヲ得ス  
發起人ハ起業目論見書及假定款ヲ作り之ニ署名捺印ス可シ  
假定款ノ簡條ハ本法ノ規定ニ牴觸スルコトヲ得ス



○第九十八條 原案第三百三十四條

起業目論見書ニ記載ス可キ事項左ノ如シ

一 株式會社ナル事

二 起業ノ目的及事由

三 社名及所在地

四 資本ノ總額及總株數并ニ一株ノ金額

五 資本使用ノ概算

六 發起人ノ氏名住所及發起人各自ノ引受ク可キ株數

七 存立期限ノ有無

○第九十九條 原案第三百三十五條

發起人ハ會社設立地ノ地方廳ヲ經由シテ起業目論見書及假定款ヲ農商務大臣ニ差出シ發起ノ認可ヲ請フ可シ

○第一百條 原案第三百三十六條

發起人ハ前條ノ認可ヲ得タル後起業目論見書ヲ廣告シテ株主ヲ募集スルコトヲ得

○第一百一條 原案第三百三十七條

株式申込人ハ其引受ク可キ株數ヲ會社ノ帳簿ニ記入シ署名捺印ス可シ

代理者ヲ以テ申込ムトキハ本人ノ氏名ニ代理者其氏名ヲ附記シテ捺印ス可シ

○第一百二條 原案第三百三十八條

株式申込人ハ會社設立ノ時ニ至リ定款ニ從ヒ株金拂込ノ義務ヲ負フモノトス

異議ナシ

○第一百三條 新設

總株式申込ノ後發起人ハ創業總會ヲ開ク爲メ株主ヲ招集ス可シ



創業總會ニ於テハ先ツ假定款ヲ確定シ次ニ創業ノ爲メ發起人ノ爲シタル契約及出費ノ認否ヲ決シ其他物件ヲ差入レ株式ヲ受ク可キ者アルトキハ其價額ヲ議定ス可シ

(鶴田委員) 物件ヲ差入ルコトハ之ヲ禁シテ單ニ金額ノミトセハ如何

(委員長) 先ツ原案ニ從フヘシ

異議ナシ

○第四百四條 原案第四百十三條

前條ノ事項ハ株主總員二分一以上ニシテ總株金二分一以上ニ當ル株主出席シ其議決權ノ過半数ニ決ス可シ

○第四百五條 原案第四百十四條

創業總會ニ於テ第四百四條ノ事項ヲ決定シタル後ハ定款ニ定メタル方法ニ依テ取締役及検査役ヲ撰定ス可シ

○第四百六條 原案第四百十一條

創業總會ノ終リタル後發起人ハ會社設立ノ願書ニ左ノ書類ヲ添加シ地方廳ヲ經由シテ農商務大臣ニ差出し設立ノ許可ヲ請フ可シ

- 一 起業目論見書及定款
- 二 株式申込簿ノ寫
- 三 發起ノ認可證

異議ナク可決ス

○第四百七條 新設 原案第四百十六條

會社設立ノ許可ヲ得タルトキハ發起人其事務ヲ取締役ニ引渡ス可シ

取締役ハ株主ヲシテ各株式ニ付四分一以上ノ金額ヲ拂込マシム可シ



(編田委員) 四分一トアル上ニ少クトモノ文字ヲ加ヘテ以上ヲ削除セハ如何

異議ナク可決ス

○第百八條 原案第百四十七條 全 第百四十八條

會社ハ前條ノ金額拂込ノ後速ニ起業目録見書定款株式申込簿ノ寫并ニ設立許可書ノ寫ヲ登記官吏ニ差出シ左ノ事項ノ登記公告ヲ受ク可シ

一 株式會社ナル事

二 會社ノ業体

三 社名及所在地

四 資本ノ總額及總株數并ニ一株ノ金額

五 各株ニ付拂入レタル金額

六 取締役ノ氏名住所

七 存立期限ノ有無

八 設立許可ノ年月日

九 開業ノ年月日

登記官吏ハ會社ヨリ差出シタル書類ヲ登錄簿ニ添ヘ保存ス可シ

○第百九條 原案第百四十九條

會社支店ヲ設ケタルトキハ其所在地ニ於テ亦前條ノ手續ヲ爲ス可シ

○第百十條 原案第百五十條

設立ノ許可ヲ得タル後一年以内ニ登記公告ヲ受ケサルトキハ設立ノ許可ハ其効ナキモノトス

第二十四條及第二十五條ノ規定ハ株式會社ニモ亦適用ス可シ

異議ナシ

○第百十一條 原案第百五十一條



登記公告以前ニ在テハ創業會ノ承認ヲ經タル負債ニ對シ發起人  
取締役及株主其全財産ヲ以テ連帶ノ責任ヲ負フモノトス  
創業會トアルヲ創業總會ト改ム

○第一百十二條 原案第百五十二條

登記公告後ト雖トモ創業會ノ承認ヲ經サル負債ニ對シテハ發起  
人其全財産ヲ以テ連帶ノ責任ヲ負フモノトス

前條ト同シク創業總會ト改ム

○第三節 社名及株主名簿

○第一百十三條 原案第百五十三條  
全 第一百十二條

社名ニハ株主ノ氏名ヲ用ユルコトヲ得ス

社名ニハ必ス株式會社ノ字ヲ付ス可シ

社名ハ他ノ株式會社ノ社名ト區別セサル可ラス

第二項ノ「必ス」ノ二字ヲ削リ第三項ヲ削ル

○第一百十四條 原案第百五十五條

會社ハ株主名簿ヲ設ケ左ノ事項ヲ記載ス可シ

一 株主ノ氏名住所

二 株主各自所有ノ株數及株券ノ番號

三 株金既納額

四 株式賣買讓與ノ年月日

○第四節 株式

○第一百十五條 原案第百五十九條

株式ハ會社資本ヲ一定平等ノ額ニ分チタルモノニシテ其一株ノ  
金額貳拾圓ヲ下ル可ラス資本拾萬圓以上ナルトキハ一株ノ金額  
五拾圓ヲ下ル可ラス

○第一百十六條 原案第百六十條

株式ハ一株毎ニ株券一通ヲ作り之ニ其金額發行ノ年月日、番號、



社名及株主ノ氏名ヲ記シ社印ヲ捺シ且取締役署名捺印ス可シ

○第百十七條 原案第百六十一條

株式ハ分割又ハ合併スルコトヲ得ス數名ニテ株式ヲ共有スルモノハ其中ノ一名ヲ以テ株主ト爲ス可シ

○第百十八條 原案第百六十二條

株金全額ノ拂込以前ニ於テハ會社ハ假株式ヲ交付シ全額完納ニ至リ本株式ヲ交付ス可シ

異議ナシ

○第百十九條 原案第百六十三條

假株式及本株式ハ登記以前ニ之ヲ交付スルコトヲ得ス

(委員長) 登記ノ下ニ公告ノ二字ヲ加フヘシ

(細川委員) 登記公告トハ熟字ナルニ依リ例ニ從テ記入スヘシ

本條ハ公告ノ二字ヲ加フ

○第百二十條 原案第百六十五條

株式ノ買賣讓與ハ會社ニ於テ買受讓受人ノ氏名ヲ株式及株主名簿ニ記載スルニアラサレハ其効ナキモノトス

(編田委員) 本條ハ會社ノ爲メニ設クルモノナリト雖モ假令ハ甲

乙丙ノ三名ニ轉々シ遂ニ丙ヨリ會社ノ名簿ヲ改メタル場合ハ甲乙ノ證書正確ナリト雖モ亦所有スルノ權ナキヤ一應質問スヘシ

(細川委員) 一應本尾委員ニ質問スヘシ(之ニ決ス)

于時午後第四時閉會



[Faint, illegible text in vertical columns]

第三讀會第五回 明治十九年三月十一日

- 欠席 笑作 委員
- 全 渡邊 委員
- 全 周布 委員

午前開會

○第二百十條

(委員長) 本條ハ先回ニ於テ質問スルコトニ決セシカ本尾委員ノ意見如何

(本尾委員) 本條ヲ設タル理由ハ小生ニ於テモ種々論議アリタレトモ第二讀會ニ於テ會社ノ承諾ヲ要スルコトハ敢テ必要ナラス又爲ノニ商家ノ流通ヲ妨クルヲ以テ其承諾ハ削除シ併シ名簿上ニ付テハ變轉ノコトヲ記入セサルハ利益配當等ニ不都合アルヲ以テ届出ハ之ヲ爲サシムルコトト爲セシナリ



(長森委員) ロエスレル氏案ニテハ會社ノ承諾トアルヲ以テ承諾  
ヲ得サレハ即チ賣買ノ効ナシト爲スモ可ナリ然レトモ修正案ニ於  
テ既ニ承諾ヲ要セサルコトト爲セシ以上ハ「會社ニ對シ其効ナキ  
モノトス」トセサレハ不都合ナリ

(岸本委員) 公債證書ノ賣買ハ登記セサルモ有効ト爲ス然ルニ本  
條ハ名簿ニ登記セサレハ無効ナリト爲スハ少ク適當ナラサルナリ

(委員長) 原案ノ如ク會社ノ承諾ヲ得ルモノト爲シ之ヲ質問スヘ  
シ

(本尾委員) 株券ハ元來流通体ナルモノナレハ之ヲ移轉スルニ會  
社ノ承諾ヲ得セシムルトキハ株券ノ性質ニ反スルモノト云ハサル  
ヘカラス故ニ修正案ノ體ニテ敢テ質問スルニ及サルモノト認定ス  
(委員長) 兎角ロエスレル氏ニ承諾ヲ削除シテ更ニ改メタルコト  
ヲ質問スヘシ

(鶴田委員) 之ヲ質問スルトナスモ文字ノ修正ヲ爲サ、ルヘカラ  
ス

○本條ハ「非サレハ」ノ下ニ「會社ニ對シ」ノ五字ヲ挿入ス

○第二百一十一條 原案第百六十七條

株金全額拂込以前ノ賣渡讓渡人ハ總テ會社ニ對シ株金未納額ノ  
保證義務ヲ負フモノトス

「未納額ヲ擔保スルノ義務」ト改メタルノミ

○第二百二十二條 原案第百六十六條

會社ハ名簿及計算整理ノ爲メ廣告ヲ以テ年度毎ニ一ヶ月ヲ除ヘ  
サル時間株券ノ賣買讓與ヲ停止スルコトヲ得

○第二百二十三條 原案第百六十九條

會社解散前ニ於テハ株金額其他會社財産中ノ持分ヲ要求スルコ  
トヲ得ス



異議ナシ

午後開會

(長森委員) 本案第一條ハ商社ノ義解ト爲スヤ又ハ設立ノ場合ヲ示スモノナルヤ之ヲ決定セラレタシ

(本尾委員) 修正案ニテハ「設立スルモノトス」トアルニ據レハ義解ト爲サ、ルヘカラス然レトモ原案ノ精神ハ設立ノ場合ヲ示シタルモノトス若シ之ヲ設立ノ場合ヲ示シタルモノトセハ文章ヲ修正スヘシ

(鶴田委員) 義解ト爲ス方可ナルヘシ

○右ハ遂ニ確定ノ議ニ至ラスシテ止ム

○第五節 取締役及検査役

○第二百二十四條 原案第一百七十條

取締役ハ三名以上ニシテ總會ニ於テ株主中ヨリ選舉セラル、モ

ノトス其任期ハ三ケ年ヲ除ユ可ラス但復選スルハ妨ナシ

取締役ハ同役中ヨリ頭取ヲ置クコトヲ得ルト雖トモ其責任ヲ負ニスルコトヲ得ス

(細川委員) 頭取云々ト爲ストキハ今日ノ形況ニテハ全權ヲ委任スルノ風アルノミナラス之ヲ選舉スルハ總會ヲ以テスルノ弊ヲ生スルコトナキニアラス

(本尾委員) 然リ或ハ權利ノ異ナルコトアルヘキヤ疑アルヲ免カレス取締役ヲ頭取トシ本條ノ頭取ヲ削除シテ其權利ノ平等ナルコトヲ示ス方或ハ可ナラン

(長森委員) 頭取ヲ主任者トセハ如何

(本尾委員) 第二項ノ如キハ會社ノ内輪ニテ爲ス事柄ナルヲ以テ之ヲ削リ社外ニ對シテハ責任ヲ負ニセサルモノト爲セハ如何若シ之ヲ削ラサレハ總理者ト改メハ如何



(岸本委員) 社長又ハ頭取ヲ置クコトヲ得ト爲シ類例ヲ示スコト、セハ如何

○本條ハ修正案ノ儘ニ決ス

○第二百二十五條 原案第七十三條

取締役ハ會社ヲ代表スルノ權利ヲ享有スルモノトス但定款及總會ノ決議ヲ遵守セサル可ラス

(鶴田委員) 專有トハ或ハ會社ノ權利チ一人ニテ專有スルノ疑ヒアリ專ノ字ヲ削除セハ如何

(本尾委員) 然ラハ全權ヲ有スルモノトシ第八十五條モ亦同一ニ改ムヘシ(之ニ決ス)

○第二百二十六條 原案第七十三條

取締役ノ代表權ノ制限ハ著意ヲ以テ取引ヲ爲シタル社外人ニ對シ無効トス

(本尾委員) 本條ハ合名ト同一ニ代表權ニ制限ヲ立ルモ云々ニ對シ其制限ハト改メサルヘカラス

(鶴田委員) 合名ト同一ニ同條ヲ設クルハ少シク蛇足ヲ添フルニ似タルヲ以テ前條ト本條トハ合併シテ第何條ヲ適用スヘシト簡單ニセハ如何

(本尾委員) 然ラハ同一條カ其節ノ終尾ニ第何條ハ株式會社ニモ適用スヘシトシ一條ヲ設クルモ不可ナシ

○本條ハ第二百二十五、六兩條ヲ合併シテ左ノ如ク修正セリ

第二百二十五條 取締役ノ會社ヲ代表スルノ權利及其代表權ノ制限ニ就テハ第八十五條及第八十六條ノ規定ニ依ル可シ

○第二百二十六條 原案第七十四條

取締役ニ選ハル、爲ノ所有ス可キ株數ハ會社定款ニ於テ定ム可シ取締役在任中ハ其株券ニ賣渡、讓渡、質入、書入ヲ禁スル印



ヲ捺シ之ヲ會社ニ預ケ置ク可シ

○第二百二十七條 原案第七十八條

取締役ハ會社ノ業務ニ對シ第三十四條ノ責任ヲ負フモノトス

異議ナシ

○第二百二十八條 原案第七十九條

會社ハ取締役ノ在任中ニ生シタル負債ニ對シ無限ノ責任ヲ負ハ

シム可キ旨ヲ定款又ハ總會ノ決議ヲ以テ豫メ定ムルコトヲ得

前項ニ掲ケタル無限ノ責任ハ其解任後一ケ年ヲ以テ限りトス

(本尾委員) 本條モ亦第二百五條ノ例ニ倣ヒ修正セサルヘカラ

ス

(岸本委員) 修正案ノ方可ナルヘシ何トナレハ歐州法ハ株式會社

ニハ無限責任者アルコトナク余程妙ナルヲ以テ全條ハ削ラサルヲ

可トス

(細川委員) 本條ハ原案ノ例ヒ其責任ハ各株主ニ負ナルコトナキ

ノ原則ヲ第一ニ記入スルモ可ナルヘシ

(鶴田委員) 然リ(之ニ決ス)

○本條ハ左ノ如ク修正ス

第二百二十八條 會社ノ負債ニ對スル取締役ノ責任ハ各株主ト異ナ

ルコトナシ然レトモ定款又ハ總會ノ決議ヲ以テ取締役ノ在任中

ニ生シタル負債ニ對シ無限ノ責任ヲ負ハシム可キ旨ヲ豫メ定ム

ルコトヲ得

○第二百二十九條 原案第八十條

會社ハ取締役ノ更迭スル毎ニ登記公告ヲ受ク可シ

○第三百十條 原案第八十一條

検査役ハ三名以上ニシテ總會ニ於テ株主中ヨリ選舉セラル、モ

ノトス其任期ハ二ケ年トス但復選スルハ妨ナシ



○第三百三十一條 原案第百八十二條

検査役ハ左ノ事項ヲ擔當ス可シ

一 取締役ノ業務取扱法律、定款及總會ノ決議ニ適合スルヤチ監視シ且總テ其取扱上ノ過誤不整ヲ検査スル事

二 計算書、財産目錄、貸借對照表、事業報告書、利息、分配金配當案ヲ検査シ其意見ヲ株主總會ニ報告スル事

三 會社ノ利害ニ關シ必要ト認ムルトキハ總會ヲ招集スル事

○第三百三十二條 原案第百八十五條

検査役ハ業務ノ實況ヲ尋問シ會社ノ帳簿其他ノ書類ヲ展開シ會社ノ金庫及其全財産ノ現況ヲ検査スルノ權アルモノトス

○第三百三十三條 原案第百八十四條

検査役ハ同役中意見ヲ異ニスルコトアルトキハ双方ノ意見ヲ總會ニ提出ス可シ

○第三百三十四條 原案第百八十六條

検査役ハ第三百三十一條ニ掲ケタル擔當義務ヲ怠リ會社又ハ其債主ニ損害ヲ加ヘタルトキハ之ニ對シ其責任ヲ免カレサルモノトス

○第三百三十五條 原案第百七十六條

取締役及検査役給料又ハ其他ノ報酬ヲ受ク可キトキハ定款又ハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム可シ

○第三百三十六條 原案第百七十七條

取締役及検査役ハ何時ニテモ總會ノ決議ニ依テ解任セラル、コトアル可シ其解任セラレタル者ハ解任後ノ給料又ハ報酬ヲ要求スルコトヲ得ス

○第六節 總會

○第三百三十七條 原案第百八十七條



總會ハ取締役検査役其他本法ニ於テ招集ノ権利ヲ有スル者之ヲ  
招集ス可シ

以上異議ナシ

○第三百三十八條 原案第百八十八條

總會ヲ招集スルニハ開會ヨリ少クとも十四日以前ニ定款ニ定メ  
タル方法ニ從ヒ其議事ノ要旨ヲ各株主ニ通知ス可シ

創業總會ヲ招集スルトキニ於テモ亦本條ノ規定ヲ適用ス可シ

○「規定ヲ適用ス」ヲ「規定ニ從フ」ニ改ム

○第三百三十九條 原案第百八十九條

通常總會ハ每年少クとも一回定款ニ定メタル時期ニ於テ之ヲ開  
キ前期ノ計算書、財産目錄、貸借對照表、事業報告書、利息、  
分配金配當案ノ認否ヲ決スルモノトス  
検査役ノ意見書ハ取締役ノ提出スル書類ト共ニ之ヲ株主ニ呈示

ス可シ

○第四百十條 原案第百九十條

臨時總會ハ臨時ノ事件ヲ議スル爲メ何時ニテモ之ヲ招集スルコ  
トヲ得

總株金五分一以上ニ當ル株主ヨリ會議ノ目的ヲ舉テ申立タルト  
キハ亦臨時總會ヲ招集セサル可ラス

○第四百十一條 原案第百九十一條

總會ノ決議ハ本法ニ於テ規定アルモノ、外定款ニ定ムル所ノ方  
法ニ依ル可シ定款ニ其定メナキトキハ總株金四分一以上ニ當ル  
株主出席シ其議決權ノ過半數ニ決ス可シ

○第四百十二條 原案第百九十二條

定款ノ變更及任意ノ解散ハ第百四條ノ決議ノ方法ニ依ル可シ

○第四百十三條 原案第百九十五條



株主ノ議決權ハ一株毎ニ一個トス但十株以上ヲ有スル株主ノ議決權ニハ定款ニ於テ制限ヲ立ルコトヲ得

○第七節 定款ノ變更

○第四百四十四條 原案第二百五條

會社ハ定款ニ豫定シタルトキ又ハ總會ノ決議ニ依リ定款ヲ變更スルコトヲ得

異議ナシ

○第四百四十五條 原案第二百五條  
新設

資本ノ増加ハ株券ノ金額又ハ株數ヲ増シ又ハ債券ヲ發行シ又其減少ハ株券ノ金額又ハ株數ヲ減シテ之ヲ爲スコトヲ得但資本減少ハ株金總額ノ四分一ヲ下ル可ラス  
前項ノ債券ハ記名證券ニシテ其金額ノ制限ハ第一百十五條ニ依ル可キモノトス

(長森委員) 債券ノコトハ一應大藏大臣ニ通報シテ意見ヲ聞カサレハ不可ナルヘシ

(委員長) 上申ノ後内閣ニ於テ評議アルヘケレハ本案ニ於テ發行スルモノトシテ議了スヘシ

○「又ハ」ヲ「若クハ」ニ改ム

○第四百四十六條 原案第二百七條

會社其資本ヲ減少セントスルトキハ減少ニ對シ異議アレハ三十日以内ニ會社ニ申出可キ旨ヲ各債主ニ通知ス可シ  
(岸本委員) 「減少ニ對シ」ハ削ルヘシ(之ニ決ス)

○「アレハ」ヲ「アルモノハ」ニ改ム

○第四百四十七條 原案第二百八條  
全案第二百九條

債主前條ノ期限内ニ異議ヲ申出サルトキハ異議ナキ者ト見做ス可シ



異議ヲ申出タルトキハ會社ハ其負債ヲ辨償シ又ハ抵保ヲ備ヘ其  
異議ヲ解除シタル後ニ非サレハ資本ヲ減少スルコトヲ得ス

○「者」ヲ「モノ」ト改ム

○第四百四十八條 原案第二百一十一條

資本減少ノ爲メ株金ノ拂戻ヲ受タル株主ハ債主中自己ノ過失ニ  
非スシテ期限内ニ異議ヲ申出サル者ニ對シ三年間其拂戻ノ額ニ  
至ル迄ノ責任ヲ負フモノトス

（岸本委員） 過失ノ有無ヲ査調査スルハ頗ル難事トニシテ三年後

ナルトキハ實ニ其證ヲ得ルコト難シ故ニ三年ヲ一年ト爲セハ如何

原案モ亦一年ナリ

（本尾委員） 之ヲ改メタルハ一年トアルモ聞知シ得タルトキヨリ

トアルヲ以テ十年モ亦其責任ヲ負フノ理由ナルヲ以テ之ヲ三年ト

セリ

○「三年」ヲ「二年」ニ改ム

○第四百四十九條 原案第二百一十二條  
全 第四百九十八條

會社定款ヲ變更シタルトキハ直ニ其登記公告ヲ受ク可シ登記公  
告以前ニ在テハ其變更ノ効ナキモノトス

會社所在地ノ移轉ニ付テハ舊所在地ノ登記役所ニ於テ轉住ノ登  
記公告ヲ受ケ新所在地ノ登記役所ニ於テハ新設ノ會社ト同様ノ  
手續ヲ以テ登記公告ヲ受ク可シ但同管轄内ニ移轉スルトキハ單  
ニ轉住ノ登記公告ヲ受クルヲ以テ足レリトス

○第四百五十條 新設

登記公告ヲ受タルトキハ會社ハ地方廳ヲ經由シテ農商務大臣ニ  
其事項ヲ届出可シ

○第八節 株金拂込

○第五百五十一條 原案第二百一十三條  
全 第二百一十四條



株金拂込ノ期限及方法ハ定款ニ於テ之ヲ定ム可シ其拂込ヲ要求スルニハ拂込期日ヨリ少クトモ十四日以前ニ其期日ト拂込延滞ノ爲メ株主ノ蒙ル可キ損失トチ各株主ニ通知セサル可ラス

○第百五十二條 原案第二百十五條  
拂込延滞ノ株主ハ相當ノ利息及之レカ爲メニ生シタル費用ヲ拂フノ義務アルモノトス

○第百五十三條 原案第二百十五條  
會社ハ拂込延滞ノ株主ニ對シ十四日以上期限ヲ定メ拂込ヲ督促シ尙ホ延滞スルトキハ其株券ヲ收メテ會社ノ所有ト爲スコトヲ得

○第百五十四條 原案第二百十六條  
前條ノ場合ニ於テ株券ハ會社ノ所有ニ歸スト雖トモ其株主ハ既ニ督促ヲ受タル株金額及第百五十二條ノ利息并ニ費用拂込ノ義務ヲ免カレサルモノトス

商社三四ノ四〇

以上異議ナシ

○第九節 會社ノ義務

○第百五十五條 原案第二百十七條  
會社ハ株金ノ全部又ハ一部ヲ株主ニ拂戻スコトヲ得ス  
若シ拂戻シタルトキハ會社又ハ債主ヨリ其金額ヲ償還セシムルヲ得

○「セシムル」ノ下ニ「コト」ヲ挿入ス

○第百五十六條 原案第二百十八條  
會社ハ自己ノ株券ヲ所有シ又ハ之ヲ抵當ニ取ルコトヲ得ス第百五十三條ニ依リ會社ニ收メタル株券又ハ買債辨償其他ノ事由ノ爲メ會社ノ引受トナリタル株券ハ一ヶ月以内ニ之ヲ公賣シテ其代金ヲ收納ス可シ



○第百五十七條 原案第二百十九條

會社ハ每年少クトモ一回總勘定ヲ爲シ計算書、財産目錄、貸借對照表、事業報告書、利息、分配金配當案ヲ製シ検査役ノ検査ヲ受ケ總會ノ認定ヲ得タル後其財産目錄及貸借對照表ヲ廣告ス可シ其廣告ニハ取締役検査役ノ署名アルヲ要ス

○第百五十八條 原案第二百二十條

利息又ハ分配金ハ資本ノ減額ヲ補填シ及準備金ヲ扣除シタル後ニ非サレハ之ヲ配當スルコトヲ得ス、  
準備金ハ資本ノ四分一ニ滿ル迄每年少クトモ益金ノ二十分一ヲ積置ク可シ

以上異議ナシ

○第百五十九條 原案第二百二十二條

前兩條ノ規定ニ依ラスシテ拂出シタル利息又ハ配當金ハ之ヲ價

還セシムルコトヲ得

○「配當」ヲ「分配」ニ改ム

○第百六十條 原案第二百二十三條

利息又ハ配當金ハ各株ニ付キ拂込タル金額ニ應シ平等ニ之ヲ拂渡ス可シ

○「配當」ヲ「分配」ニ改ム

○第百六十一條 原案第二百二十四條

會社ハ其本店及各支店ニ株主名簿、起業目論見書、定款、設立許可書、總會ノ決議書、毎年度ノ計算書、財産目錄、貸借對照表、事業報告書、利息又ハ分配金配當案及書入契約アル債主ノ名簿ヲ備ヘ置キ執務時間中各人ニ展開ヲ許ス可シ

○「利息又ハ」ノ「又ハ」ヲ削ル

○第百六十二條 原案第二百二十五條







本條ハ派出ノ二字ヲ削リテ遣ノ一字ヲ加フ

○第六十四條 原案第二百二十七條

検査官吏ハ會社ノ財産及帳簿其他ノ書類ヲ檢閲シ取締役其他ノ役員ヲ推問スルノ權アルモノトス

異議ナシ

○第六十五條 原案第二百二十八條

検査官吏ハ検査ノ次第及役員ノ供述ヲ筆記書トナシ之ヲ裁判所ニ報復ス可シ

裁判所ハ筆記書ノ寫ヲ會社ニ下付ス可シ又株主其他望ノ者ニハ之ヲ下付スルコトヲ得

(長森委員) 贖寫ノ手数料ハ徴收セサルノ精神トナスヤ

(鶴田委員) 裁判所ニ於テ各規則アルヲ以テ茲ニ之ヲ云ハサルモ可ナリ

本條ハ異議ナシ

○第六十六條 原案第二百二十九條

主務ノ省ハ其職權ヲ以テ地方長官又ハ其他ノ官吏ニ命シテ第六十四條ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

(委員長) 會社検査ノコトハ合資ニモ亦之ヲ加フル方可ナルカ如シ

(細川委員) 然リ米國會社法ニモ亦合資會社ニ検査ノ條項ナリシヤ

(鶴田委員) 合資會社ハ官許ヲ經サルヲ以テ之アルヲ知ルニ由ナシ故ニ検査ノ規定ヲ設ケサルナラン然レトモ行政上ノ處分ニ付テハ此ニ規定ナキモ之ヲ爲スノ權アルハ勿論ナリトス

(長森委員) 筆記等ヲ案スルニ主務省トハ農商務省ヲ云フニ依リ之ヲ農商務省ト改ムル方適當ナルカ如シ(之ニ決ス)



本條ハ主務省トアルヲ農商務省ト改ム

出席 本尾 委員

于時第十二時中止

午後第一時開會

○第十一節 取締役及検査役ニ對スル訴訟

○第六百六十七條 原案第二百三十條

總株主ハ總會ノ決議ニ依リ代理委員ヲ以テ取締役又ハ検査役ニ係ル訴訟ニ付キ原告又ハ被告ト爲ルコトヲ得

(本尾委員) 總株主ハト爲シタル理由ハ別段之レナキニ依リ原案ノ如ク總會ハト爲ス方可ナレリ(之ニ決ス)

本條ハ「總株主ハ」ヲ削リ「總會ハ其」ト改ム

○第六百六十八條 原案第二百三十一條

會社資本ノ少クトモ二十分一ニ當ル株主ハ代理委員ヲ以テ取締

商社三四ノ四四

役又ハ検査役ニ係ル訴訟ノ原告又ハ被告ト爲ルコトヲ得但之レカ爲メ株主各自ノ名ヲ以テ原告被告又ハ間告ト爲ルノ權利ハ妨ケラル、コトナシ

(委員長) 「之レカ爲メ」ヲ削リ妨ケラル、コトナシトアルハ種當ナラサレハ何ニトカ之ヲ改ムヘシ

本條ハ「之レカ爲メ」ノ五字ヲ削リ妨ケラル、コトナシトアルヲ障害セラル、コトナシト改ム

○第十二節 會社ノ解散

○第六百六十九條 原案第二百三十二條

會社ハ左ノ場合ニ於テ解散スルモノトス

一 定款ニ規定シタル場合

二 任意解散ノ場合

三 株主七名未滿ニ減シタル場合



四 資本四分一未滿ニ減シタル場合

五 會社破産ノ場合

六 裁判所ノ處分

(本尾委員) 第三四五項ノ「場合」ノ文字ハ削除シテハ如何  
本條ハ第二項ノ「ノ場合」トアルヲ削リテ任意ノ解散トシ第三四兩  
項ノ場合ヲ削リテ「時」トナシ第五項ノ場合ヲ削リテ「會社ノ破  
産」ト改ム

○第七十條 新設

會社仕拂ヲ停止シタル時ハ破産シタルモノトス  
(細川委員) 既ニ合名會社ニ第七十條アルヲ以テ再ヒ此ニ之ヲ揭  
ケサルモ可ナルカ如シ  
(本尾委員) ロエスレル氏ハ已ニ其意見ヲ以テ株式會社ニハ再ヒ  
之ヲ掲ケサリシナリ

(鶴田委員) 然レトモ何トカ此ニ記載シ置カサレハ反對論ノ生ス  
ルコトナシトセス故ニ第七十條ト精神ハ同フシテ文字ノミヲ異ニ  
セハ如何

○本條ハ左ノ如ク改ム

第七十條 會社ノ破産ノ場合ハ第七十條ニ同シ

○第七十一條 原案第二百三十六條

會社解散スヘキ場合ニ於テハ仕掛リノ取引ヲ完結シ或ハ在來ノ  
會社義務ヲ盡スノ外直ニ業務ヲ停止ス可シ  
取締役前項ノ範圍ヲ除ヘテ營業ヲ爲ストキハ之ニ對シ自己ノ全  
財産ヲ以テ其責任ヲ負ハサル可ラス

異議ナシ

○第七十二條 原案第二百三十四條

會社解散スヘキ場合ニ於テハ取締役總會ヲ招集シ裁判所ノ處分



ニ依テ解散スル場合ノ外解散ノ決議ヲ取ル可シ

又其總會ニ於テハ破産ニ依テ解散スル場合ノ外定款ニ定メタル

方法ニ依リ結算人一名又ハ數名ヲ撰定ス可シ

(本尾委員) 第二項ノ定款ニ定メタル方法トアルハ必要ナラサレ

ハ削除スヘシ而シテ本條於テ果シテ削除ニ決セハ第二百五條ニ於テ

モ亦削除スルヲ可トス

本條ハ本尾委員ノ議ニ決シ本條及第百五條共ニ「定款ニ定メタル方

法ニ依リ」ノ十二字ヲ削除ス

○第七十三條 原案第二百三十八條

前條ノ決議又ハ結算人ノ撰定ヲ爲サ、ルトキハ始審裁判所ハ其

職權ニ依リ又ハ債主若クハ株主ノ申立ニ依リ裁判上ノ處分ヲ以

テ其決議ニ代ヘ又ハ結算人ヲ任スルコトヲ得ヘシ

(本尾委員) 本條ト合名會社ノ第七十三條トハ同一ノ精神ナリ然

ルニ該條ニハ破産ノ場合ヲ除クノ外トアリ或ハ場合ニ依テハ破産

ニ依テ解散スルトキハ登記公告セサルモ差支ナキヤノ疑アリ然レ

トモ其精神タル矢張登記公告スルノ意ナレハ速ニトアル上ニ何レ

ノ場合ニ在テモ文字ヲ加ヘタシ且又結算人ヲ撰定ス可キ規定トア

レトモ之ヲ撰定セサルトキノ明條ナシ故ニ此場合ハ株式會社ノ如

ク裁判所ニ於テ結算人ヲ任命スルコトトセハ可ナルカ如シヘ之ニ

決ス

右ノ理由ニ依リ第七十三條ハ左ノ如ク改ム

第七十三條 會社解散スルトキハ破産ニ依リ解散スル場合ノ外總

社員ノ多數決ヲ以テ結算人一名又ハ數名ヲ撰定シ何レノ場合ニ

在テハ速ニ其解散ノ事由、年月日及結算人ノ氏名ノ登記公告ヲ

受ク可シ

前項ノ必結算人ヲ撰定セサルトキハ始審裁判所ハ職權ニ依リ債



主若クハ社員ノ申立ニ依リ結算人ヲ任スルコトヲ得

本條ハ其職權トアル其ヲ削リ裁判所ノトアルチ其ト改メ其決議トアルチ總會ノ決議ト修正シ「可シ」ノ文字ヲ削ル

○第七十四條 原案第二百三十四條 全全 第二百三十九條 第二百四十二條

會社ハ何レノ場合ニ在テモ解散ノ事由、年月日、結算人ノ氏名住所ノ登記公告ヲ受ケ且之ヲ各株主ニ通知シ及始審裁判所へ届出ス可シ

會社亦地方廳ヲ經由シテ農商務大臣ニ前項ノ届出ヲ爲ス可シ  
本條ハ第一項ノ何レノ場合ニ在テモノ下ニ速ニ「」ノ二字ヲ加ヘ及ノ字ヲ削リ第二項ノ亦ヲ又ト改ム

○第七十五條 原案第二百四十二條  
始審裁判所ハ會社ノ解散及結算ノ實況ヲ監視スルノ權アルモノトス

異議ナシ

○第七十六條 原案第二百四十條

第七十六條ノ登記公告ヲ受タルトキハ取締役ノ代表權ハ結算人ニ移ルモノトス然レトモ結算人ノ請求アルトキハ取締役ハ結算事務ヲ補助スルノ義務アルモノトス

第七十四條ノ「」ノ七字ヲ削ル

○第七十七條 原案第二百四十三條

登記公告ノ後ニ於テハ株式ノ賣買讓與、及決算ノ爲ニ非サル財産ノ處分ハ總テ無効ト爲ス但特別ノ理由アリテ始審裁判所ノ許可ヲ得タルモノハ此限ニ在ラス

異議ナシ

○第七十八條 原案第二百三十五條

取締役總會ノ招集又ハ登記公告ヲ怠リ之カ爲メ會社又ハ社外人



ニ損害ヲ蒙ラシメタルトキハ之ニ對シ自己ノ全財産ヲ以テ其實  
ヲ負フモノトス

其責ヲ負フモノトストアルヲ「其責任ヲ負ハサルヘカラス」ト改ム

○第七十九條 原案第二百四十一條

解散及結算ノ費用ハ他ノ支拂ニ先チ會社財産ヨリ支出ス可シ

異議ナシ

○第十三節 會社ノ結算

○第八十條 原案第一百一條

結算人ハ會社ノ借方ヲ償却シ貸方ヲ取立テ物件ヲ賣却シ其他殘  
務ヲ結了ス可キモノトス

結算人ハ結算ノ爲メニ非サレハ營業ヲ保續シ又ハ新ニ取引ヲ爲  
スコトヲ得ス

○第八十一條 原案第一百二條

結算人ノ擔當事業ハ之ヲ制限スルコトヲ得ス然レトモ重要ノ事  
由アリテ總會又ハ株主ヨリ申立タルトキハ裁判所ノ處分ヲ以テ  
結算人ヲ解任スルコトヲ得

(本尾委員) 結算人ノ結算爲メニアラスシテ營業ヲナシタルトキ  
ハ全財産ヲ以テ責任ヲ負フヘキ第七十一條ノ規定ヲ適用シタシ  
(鶴田委員) 其場合ハ結算人ヲ解任シ若シ會社ニ損害ヲ生セシメ  
タルトキハ之ヲ償ハシムヘシ故ニ制裁ヲ付スルニ及ハサルナリ  
(細川委員) 然リ制裁ヲ付スルハ酷ニ失スルナリ

本條ハ第七四五ノ兩條ヲ適用スルモノトシ第八十條第八十一  
條ハ之ヲ合併シテ左ノ如ク改ム

第八十條 結算人ノ擔任事務ニ就テハ第七十四條第七十五條  
ノ規定ニ依ル可シ

○第八十一條 原案第二百四十五條



結算人ノ擔任事務施行ニ付テハ總會ノ決議ヲ以テ訓示ヲ與ヘ又  
株主若クハ債主ノ申立アルトキト裁判所ヨリ之ヲ與フルコトヲ  
得結算人ハ訓示及本法ノ規定ヲ遵守スルノ責任ヲ負フモノトス  
本條ハ又ノ下ニ「ハ」ノ字ヲ加ヘ申立アルトキトアルヲ申立ニ依リ  
トシ裁判所ヨリテ裁判所ニ於テ「ト」改ム

○第百八十二條 原案第二百四十六條  
會社ノ債主至當ノ理由ヲ以テ申立タルトキハ總會ノ決議又ハ裁  
判所ノ處分ヲ以テ其利益監護ノ爲メ債主ノ代理者一名又ハ數名  
ヲ結算事務ニ參加セシムルコトヲ得  
具職ナシ

○第百八十三條 原案第二百四十八條  
結算人ハ其任ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ會社ノ帳簿ヲ整理  
シ負債主ハ辨償期限ノ至リタルトキハ直ニ其負債ヲ辨償ス可ク

債主ハ某期限内ニ其要求ヲ申込ム可キ旨ヲ三回以上廣告ス可シ  
但要求申込ノ期限ハ六十日ヲ下ル可ラス  
前項ノ廣告ニハ債主期限内ニ申込ヲ爲サ、ルトキハ其辨償ヲ結  
算ニ加ヘサル旨ヲ附記ス可シ然レトモ結算人ハ其債主タルコト  
ノ明瞭ナル者ニ對シテハ期限内ニ申込ヲ爲サ、ルモ其辨償ヲ結  
算ニ加ヘサル可ラス

辨償期限ノ至リタルトキ「ハ」トアル「ハ」ノ字ヲ削ル  
○第百八十四條 新設  
結算人ハ前條ノ期限ヲ經過シタル後ニ非サレハ債主ヘノ支拂ヲ  
爲スコトヲ得ス

(本尾委員) 本條ハ第百八十九條トハ精神ニ於テ異ナラサルモ文  
字上ニ付少シク矛盾ノ嫌アリ故ニ本條ハ原案ノ體トセハ第百八十  
九條ヲ改メサルヘカラス



(長森委員) 然レトモ負債ヲ完償スルニハ六十日以後ニ至ルモ決シテ差支ナク又結算人ニ於テハ一應總會ヲ開キテ然ル後ニ配當スルチ可トス故ニ仕拂以前ニ於テ總會ハ之ヲ開股セサルヘカラス本條ハ債主ヘノトアルチ債主ヘト改ム

○第百八十五條 新設

期限ヲ経過シテ申込チ爲シタル債主アルトキハ會社ノ負債ヲ完償シタル後未タ株主ニ配當セサル會社財産アルトキニ限り其辨償チ受クルコトヲ得

○第百八十六條 原案第二百四十九條

結算人ハ株金ノ未納額アルトキハ結算ノ爲メ株主ヨリ之ヲ徵收スルコトヲ得

○第百八十七條 原案第二百五十條

結算人必要ト認ムルトキハ何時ニテモ總會ヲ招集スルコトヲ得

定款又ハ總會ノ決議ヲ以テ豫定シタルトキ或ハ總株金五分一以上ニ當ル株主ノ申立タルトキハ亦總會ヲ招集セサル可ラス

異議ナシ

○第百八十八條 原案第二百五十二條

結算人結算ヲ終了シタルトキハ其計算書類ヲ總會ニ報告シ其認定チ受ク可シ

其計算書類ヲトアル「其」ノ字ヲ削ル

○第百八十九條 原案第二百五十三條

前條ノ認定チ受タルトキハ結算人會社ノ負債ヲ完償シタル殘餘ノ財産ヲ各株ニ應シ金圓ヲ平等ニ配當ス可シ但此配當ハ第百八十三條ニ掲ケタル最終ノ廣告チ爲シタル日ヨリ一ケ年ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

總會ニ於テ金圓ニ非サル物件ヲ以テ其配當金ニ代ヘ拂渡ス可キ



決議ヲ爲シタルトキト雖トモ株主ハ之ヲ請取ルノ義務ナキモノトス

本條ハ前條ノ認定云々トアル上ニ結算人ノ三字ヲ加ヘ會社ノ上ノ結算人ヲ削リ負債ヲ完償シトアル下ニ「タル」ノ二字ヲ加ヘ金圓ヲノ下ニ「以テ」ヲ加ユ

○第九十條 原案第二百五十四條

結算事務終了シタルトキト結算人總計算書及處務ノ概報ヲ總會ニ差出シ卸任ヲ求ム可シ

異議ナシ

○第九十一條 原案第二百五十一條

結算人ノ責任ハ單ニ總會ニ對シ之ヲ負フモノトス然レトモ株主自己ノ權利ヲ傷害セラレタルトキハ結算人ニ對シ其權利ヲ主張シ及損害ノ賠償ヲ要ムルコトヲ得

總會ニ對シ之ヲトアルヲ總會ニ對シ責任ヲト改ム

○第九十二條 原案第二百五十六條

卸任ヲ受ケタルトキハ結算人結算事務終了ノ登記公告ヲ受ク可シ其公告ニハ結算事務ニ就テ會社ニ要求權利アル者ハ三ヶ月以内ニ申込ム可キ旨ヲ附記ス可シ其申込アリタルトキハ結算人ニ於テ之ヲ處分ス可シ

異議ナシ

○第九十三條 原案第二百五十七條

結算中ニ於テ會社ノ財産ヲ以テ負債ヲ完償スルコト能ハサルトキハ結算人ハ破産處分ノ手續ヲ爲シ且其旨ヲ廣告シ及會社ノ取引先へ通知ス可シ  
前項ノ場合ニ於テ既ニ株主ニ支拂タルモノアルトキハ之ヲ返還セシム可シ然レトモ結算人會社ノ負債ヲ完償スル能ハサルコト



ヲ知リタル後支拂タルモノニ就テハ自己ノ全財産ヲ以テ責任ヲ  
負ハサル可ラス

結算中ニ於テトアル「於テノ」三字及「且」ノ字ヲ削リテ「及」ノ  
字ヲ「且」ニ改ム

○第九十四條 原案第二百五十八條

會社帳簿其他ノ書類ハ總會ノ決議ヲ以テ保存人ヲ撰定シ其氏名  
住所ヲ結算人ヨリ始審裁判所ニ届出可シ此届出以前ニ在テハ結  
算人其保存ノ責任ヲ負フモノトス

異議ナシ

○第九十五條 原案第二百五十九條

結算ノ最終ニ於テ結算人左ノ件々ヲ始審裁判所ニ届出且廣告ス  
可シ

一 支拂又ハ示談ニ依リ總債主ニ濟方ヲ爲シタル事

商社三四ノ五二

二 會社ノ殘餘財産ヲ株主ニ配當シタル事及其金額

三 結算費用ヲ支拂ヒ及結算ニ就テノ要求ヲ處分シタル事

四 總會ヨリ卸任ヲ得タル事

五 會社帳簿其他書類保存ニ關スル處置ヲ爲シタル事

六 會社ノ株券又ハ債券ハ總テ無効ト爲リタル事

結算人ハ亦地方廳ヲ經由シテ農商務大臣ニ本條ノ届出ヲ爲ス可  
シ

結算人ハ亦トアルヲ結算人ハ「又」ト改ム

于時第四時閉會



商社法編纂會議筆記

第四讀會第一回 明治十九年四月二十八日

○第一條

(本尾委員) 第一條ハ「設立スルコトヲ得」ニ改メラレタリ

○第二條

(本尾委員) 第二條ハ法律規則トアリシヲ規則ノ二字ヲ削除セラレタリ蓋シ規則トハ地方官ノ布達ヲ包含スルニ依リ不都合ナルヲ以テナリ就テハ之ニ代フルニ禁セラレタルノ數字ヲ加ヘテ之ヲ補正セリ併シ精神ニハ變更ナシ

○第三條

(本尾委員) 第三條モ亦規則ノ二字ヲ削除シ之ニ代フルニ命令ノ二字ヲ加フ  
(委員長) 第二條ニモ命令ノ二字ヲ挿入スルヲ可トス



○第二條法律ノ下ニ命令ノ二字ヲ挿入スルコトニ決ス

(本尾委員) 原案ニハ設立スルコトヲ得ストアリシヲ「設立シ又ハ其登記ヲ受クルコトヲ得ス」ト改メタリ蓋シ設立セサル内ニ登記ヲ受クルコトナキニアラサレハナリ  
又第三項ハ新タニ追加シタルモノナリ

(本尾委員) 第二條裁判所ノ處分トアルヲ以テ之カ取扱手續ヲ裁判所及ヒ警察官ニ達スヘキモノトス就テハ其執行規則ヲ要スル部分ト爲サンカ

(細川委員) 此等ノ手續ハ別段達セサルモ差支ナカルヘシ

(本尾委員) 第三條ハ實施ノトキニ當リ營業ノ種類ヲ定メサルヘカラス而シテ既設ノ會社ハ相當ノ月内ニ更ニ出願スヘキコトヲ布告セサルヘカラス就テハ預メ之ヲ主務省ニ命シテ其手續ヲ調査セシムルコトト爲サン

(委員長) 然リ

○第五條

(本尾委員) 「地方」ト爲セラレタリ原案ハ始審裁判所管内ト爲シタルモノナリ然レトモ實際ハ裁判所管内ニテハ廣キニ過キ不便ナルニ依リ之ヲ一地方ト爲スヘシ何トナレハ此一地方トハ例ヘハ横濱又ハ原宿村ト云フ如キ部落ヲ云ヒ東京府又ハ神奈川縣ト云フト異ナレリ

○一地方ヲ「一聚落」ト改ム

○第十一條

(本尾委員) 裁判所又ハ郡區役所ト爲セハ如何トノコトナリシ場所ニ依リ或ハ郡區役所ニアラサレハ便宜ナルコトアレハナリト聞ケリ就テハ委員ニ於テ熟議セラレタシトノ事ナリシ

(周布委員) 登記法草案ニハ治安裁判所ト爲シ場所ニ依リ之ヲ郡



區役所トシ又不便ナル所ハ司法大臣ノ省令ヲ以テ特ニ戸長ニモ之  
ヲ取扱ハシムルノ精神ナリ

○始審ノ二字ヲ削ル

○第六條

(本尾委員) 「登記ノ爲メ」ヲ加ヘタリ

○第七條

變更ナシ

○第八條

(本尾委員) 原案ノ如ク改正セラレタリ不動産ノ如キハ或國ニテ  
ハ之カ所有ヲ禁スルカ如キコトアレハナリト

○「債負債」ヲ「貸借」ニ改ム

(本尾委員) 會社通常ノ二字ヲ加ヘラレタリ特別ノ場合ナキニア  
ラサレハ通常ノ二字ハ必要ナリト

○第九條

(本尾委員) 業体ノ爲メ云々ト爲シタリ蓋シ記載方法ノミチ云フ  
ハ不充分ナレハナリ

○第十二條

(本尾委員) 登記ノ爲メ特ニ任セララル、ヲ要ス就テハ之ヲ「之レ  
カ爲メ委任云々」ト爲シタリ

○第十五條

(本尾委員) 騰寫料云々ハ削除セラレタリ

○第十七條

(本尾委員) 登記事件ニ涉ルニテハ不明瞭ナルヲ以テ登記ノ拒絕  
又ハ云々ト改メタリ

○「涉ル」ヲ「係ル」ニ改メ「始審」ノ二字ヲ削リ「其登記管轄」  
ト爲ス







○第十九條

(本尾委員) 本條ハ總社員ノ三字ヲ入レタリ之ハ一名又ハ數名ノ外總社員ノ氏名ヲ用ユルコトヲ得サルカノ疑ヒアルヲ以テナリ本條ハ社名ノ下ニ總社員又ハレヲ加ヘ一名又ハ數名トアルチ一員又ハ數員ト改ム

○第二十二條

(本尾委員) 本條ハ質問ノコトニ決セシモノナリ其ハ代務者ヲ任免スルトキハ登記公告ヲナスヘキヲ至當ナリトスルカ如シトノ答辨ニ此場合ハ代務者ヲ入ル、ハ不可ナリ然ラハ第三十四條モ亦削除セサルヘカラサルカ如シ否該條ハ擔當者ニ於テ任免スルモノニシテ擔當者ハ已ニ登記ヲ受クレハ責任該者ニ止ラレハ代務者迄チ登記スルニハ及ハス且商法ノ頒布ニ付テハ自カラ定マル所アルヲ以テ此ニ之ヲ記入スルニ不及ト

(笑作委員) 實ニ然リ付テハ第三十四條ヲ擔當者ハ之レ々チ任免スルノ權アルモノトセハ如何(之ニ決ス)

第三十四條ハ左ノ如ク改ム

業務擔當者ノ任アル社員ハ代務者ヲ任免スルノ權アルモノトス  
(本尾委員) 第二項ノ業体ヲ目的トシタリ之ハ原語ニ適スル所アルヲ以テナリ

第六項ニ存立期限ノ有無トアレトモ全体無期ナルモノハ記載スルニ及ハサルナリ故ニ原案ノ如ク期限アルトキハ其期限ヲ記スル旨ヲ示スヲ以テ足レリトス

第二項ハ目的ト改メ第六項ハ存立期限ヲ定メタルトキハ其期限ト改メ第三項ハ及チ加フ

○第二十三條

(本尾委員) 原案ニテハ自然ト人爲ノ變更共ニ包含スルノ精神ナ



レトモ譯文ニテハ之ヲ區別セス依テ譯文ニテハ兩方ノ變更共ニ包ムノ意ナレハ差支ナケレトモ原文ニテハ之レカ區別ヲ設ケ置カサルヘカラスト

(細川委員) 修正ノ如ク別ニ加ヘスシテ包含スルモノト認定セラレヘシ

右ニ決ス

○第二節

○第二十六條

(本尾委員) 本節ハ先第一ニ契約變更ノコトハ示サルヘカラスト修正案ノ如ク權利義務ノ節中ニ加フルハ不可ナリ矢張一節ヲ設ケサルヘカラスト又第二十七條ヲ削除セラレタレトモ實際上ニ於テハ往々アルモノニシテ法律上ヨリ云フトキハ或ハ不用ナルカ如シト雖モ實際ニ至テハ往々生スルモノナレハ之ヲ設ケテ第二十六條ト第

二十七條トノ兩條チ一節トシ矢張契約變更ノ一節ヲ設ケテ權利義務ノ節中ヨリ分離セサルヘカラスト

本節ハ之ヲ加フルコトニ決ス

(細川委員) 第二十七條ノ爾後トアルハ一度實行シテ其後之ヲ止タル場合ヲモ云フナルヘシ

(箕作委員) 否一回モ實行セサル場合ナルヘシ

(細川委員) 契約ノケ條ニシテ實行セサルモノヲ以テ契約シタルトキハ其契約ハ廢滅トナルヤ

(本尾委員) 否廢滅トハナラサルナリ何トナレハ其後之ヲ實行スルノ場合ニ至ルトキハ其契約ハ再ヒ成立ツモノニシテ實行セサリシ間無効トナルモノナリ

(長森委員) 然ラハ爾後ノ二字ハ削ルヘシ(之ニ決ス)

本節ハ之ヲ加フルコトニ決シ爾後ノ二字ヲ削ル



○第二十九條

(本尾委員) 本條ハ原案第五十一條ニシテ修正案ニテハ事業ヲ擴張シトアレトモ其事柄タル全ク擴張セサル事業モアルヘシ故ニ目的ニ異ナルカ或ハ目的ヲ除ユル云々ト爲サ、ルヘカラストテ之ヲ改メタリ而シテ修正案ニテハ施行ニ關シルチ第一ニ置カレタレトモ之ヲ前ニ置クハ順序其當チ得ス故ニ目的ニ異ナルカ除ユル場合チ第一トシ而シテ其次ニ施行ニ關スル一條チ置クチ適當トナセリト

本條ハロエスレル氏修正ニ決ス左ノ如シ

第二十九條 會社ノ目的ニ異ナル款或ハ其目的ヲ除ユル事項ニ付テハ總社員ノ承諾ヲ要ス

○第三十條

(本尾委員) 之ニ第二十六條云々チ加ヘタルハ總社員ノ承諾ヲ要

セスシテナスコトチ得ヘキ旨ヲ示ス則變更ニアラサルチ云フナリ  
(岸本委員) 之ノ修正ハ不可ナリ却テ議論ノ種子トナリ且之レナキモ精神ニ異ナルコトナケレハ削除スヘシ(之ニ決ス)  
本條ハ第二十六條ノ規定外ニシテ「」ノ數字チ削除ス

○第三十六條

(本尾委員) 單ニ利益配當云々ハ不適當ナレハ削除スヘシ否之チ削ルトキハ勢力モ亦評價セサルヘカラスト答ヘタレハ否之チ加ヘサルモ明瞭ナレトモ是非之カ區別チ設クルトセハ社員金圓其他有價物件トスヘシ然レトモ有價トセハ金圓モ包含スルニアラスヤト尋ネシニ否或ハ外國ノ貨幣チ以テ出賣トスルコトナキニアラス然ルトキハ之チ評價セサルヘカラストノ論ナリ

(周布委員) 金圓トハ日本ノ紙幣金圓チ限り云フモノナルヘシ

(鶴田委員) 然レトモ紙幣ノ價格ニ相違チ生スルトキハ其差ハ之



ヲ計算セサルヘカラス

○本條ハ異議ナシ

第四十條

(本尾委員) 相當ノ利息トアレトモ此場合ハ確カニ金額ヲ定メ置カサレハ不可ナリ故ニ百分ノ八トナセリ

(周布委員) 若シ會社契約ニテ定ムル所アルトキハ敢テ百分八ノ利息ノ規定ニ從ハサルモ不可ナカルヘシ

(岸本委員) 契約ニ於テハ隨意ニ定ムルヲ得ヘシ

(箕作委員) 若シ契約ニ依テ定ムル所ナケレハ裁判上ニ於テハ百分ノ八トナスヘシト解セハ不可ナカルヘシ

(本尾委員) 其場合ニ至テハ百分ノ六ノ制限利子アルヲ以テ之ニ依ルコトナシトセス

(鶴田委員) 故ニ契約ナキトキハ百分ノ八ニ定ムルモノト精神ヲ

極ムルトキハ不可ナカルヘシ何トナレハ會社ノ利息ハ一般トハ格別ナリト知ラハ差支ナカルヘシ

○本條ハ異議ナシ

于時第十二時中止

午後第一時開會

第四十三條

(本尾委員) 相続人ノミニテハ或ハ相続人ニアラスシテ繼承者アルトキニ至リ必ス疑ヲ生スルコトアラン故ニ權利繼承者ハ相続人ノ次ニ加フヘシト

○承繼者ノ下ニ「ニ於テ」ノ三字ヲ加フ

第四十四條

(本尾委員) 本條ハ原案第四十七條第四十八條ヲ合併シタリシカロエスレル氏ノ意見ニ依レハ之ヲ合併スルハ不可ナリ故ニ原案ノ



如ク兩條トナスヘシト

(周布委員) 賣渡讓渡ハ賣讓トスヘシ(之ニ決ス)

○本條ハ異議ナシ

○第四十五條

(本尾委員) 本條ハ共算商業ニ入ルヘキモノナルヲ以テ共算商業ノ規定ニ依ルヘシトナセリ

(笑作委員) 商業ノ下ニ組合ノ二字ヲ加フヘシ(之ニ決ス)

○本條ハ組合ノ二字ヲ加フ

○第四十六條

(本尾委員) 單ニ會社ノ爲メニト云フヨリ前貸又ハ契約上ノ出資額云々ト爲ス方明瞭ナリト

(笑作委員) 前貸トスルハ假令ハ會社出資ノ集合セサル内ニ他ニ金圓ノ入用アルトキハ社員ヨリ立替ヘタルモノナラン故ニ百分ノ

八ヲ加フルモノナルヘシ

(本尾委員) 然リ故ニ前貸ニテハ少シク不都合ナルカ如シ

(笑作委員) 出資額ヲ超ヘテトアルハ會社ノ爲メニ支拂ヒタルト

キニ限ルモノニシテ立替金ノコトハ毫モ出資額ニハ係ラサルナリ

(本尾委員) 原案ノ本文ニテ見ルトキハ或ハ笑作委員ノ説ノ如シ

ト雖モ註解ヲ見ルトキハ出資額ヲ超ヘテトハ立替金モ支拂ノコトモ俱ニ含ムモノナリ故ニ契約上ノ出資額ヲ超ヘテ會社ニ立替チナ

シ又ハ會社ノ爲メニト改メサルヘカラス

若シ其見解ニ於テ不安心トナラハ質議スヘシ

(笑作委員) 可相成ハ立替金モ亦出資額ニ關係スルヤ否ヲ質議セラレタシ

(本尾委員) 諾

○本條ハ出資額ノ立替金ニ係ルヤ否ニ付質議ノ上修正ニ決ス



第四十八條

(本尾委員) 會社ニ引渡サ、ルトキハトアルチ元原案ニアル如ク  
社金ヲ私用ニ供シタルトキハノ一旬ハ加ヘサルヘカラス何トナレ  
ハ實際差掛入用ノトキ自己ノ持合ナキトキハ暫時立替スルコトト  
ナシトセス此際ハ必ス利子ヲ附スヘキ旨ヲ規定セハ敢テ不可ナカ  
ルヘシ

○本條ハ時限内トアルチ時日内ト改ム

○第五十二條ノ二項

(本尾委員) 原案ニ爭論ノアル場合ハ裁判所ニ於テ判決スヘシト  
ノ規定アリシモ盡ク削除シタリ然ルニ本條ニ至リ此場合ハ是非加  
ヘサルヘカラス何トナレハ佛國民法ニ勢力ノ價額ノ定マラサルト  
キハ供費ノ價格ノ最下等ヲ以テ標準トスルノ不可ナルコトヲ改メ  
ンカ爲メニ之ヲ設ケサルヘカラスト又定式ヲ受ケテ判決ヲ受クル

ニアラス裁判官ノ仲裁ヲ以テ判定スルノ精神ナリト

(製作委員) 第二項ハ佛法ヲ排除センカ爲メ設ケタルトハ何分解  
スルコト能ハサルナリ

(本尾委員) 本條ハ第二項ハ若シ原案ノ意味ヲ明知スルニ至ラサ  
レハ折角ノ主意モ亦裁判官ニ於テ推知スルコト能ハサルヘシ付テ  
ハ第二項ヲ其意味ニ解シ得ラルヘキ様修正ノコトヲ質議スヘキヤ  
(委員長) 是ヨリ修正案ヲ提出シテ質議スヘシ本文ノ如クセハ裁  
判官ハ必ス佛法ニ依テ決スルコトトナルヘシ

(本尾委員) 諸如此意味ニテ質議セハ如何  
勢力ノ價額ヲ契約ニ定メサルトキハ裁判所ハ處分ヲ以テ之ヲ定ム  
ヘシ

(製作委員) 爭論ヲ入レサレハ裁判所ニ提出スルノ甲斐ナシ又原  
案モ亦權利上ニ關係スルチ以テ之ヲ判決スルノ意ナルヘシ



(本尾委員) 然ラハ「爭論ノ生シタルトキハ」ノ文字ヲ入ルヘシ  
(細川委員) 其文意ナルモ佛國法ヲ排除セントスルノ精神ハ知ル  
能ハサルナリ

(長森委員) 然リ

(箕作委員) 到底佛法ニ從フヘカラサルコトヲ明記セサレハ不可  
ナリ

第二項ハ本條ニ加フルヨリ寧ロ第三十六條ノ二項トセハ或ハ可ナ  
ルカ如シ

○本條第二項ハ質議ニ決ス

于時三時退散

商社法編纂會議筆記

第四讀會第三回 明治十九年四月三十日

○第五十一條

(本尾委員) 本條ハ委員ニ於テ删除セシモノヲ新タニ挿入セラレ  
タリ

(鶴田委員) 第二項利益ヲ受タル物件云々トハ如何

(本尾委員) 利益トハ第三者ガ會社ニ爲シタル場合ニシテ社員ノ  
利益ヲ受タルトキ等ヲ云フ又勢力モ第三者カ勢力ヲ會社ニ差入レ  
タルトキ之レカ爲メ社員ノ利益ヲ受タルモノ等ヲ云フ

(周布委員) 「社員自己又ハ他人ノ爲メ間接直接ヲ問ハス會社ニ  
賣渡シ又ハ他ノ報酬ヲ受テ讓渡シタル物件勢力ニ付テモ亦同一ノ  
異議ヲ述フルコトヲ得」トセハ如何

(本尾委員) 第二項ハ寧ロ削除セハ如何何トナレハ本項ナキモ社



員ト他人トチ問ハス賣渡シタル者ハ賣買法ノ原則ニ基キ異議ヲ申  
フルヲ得ルハ勿論ナレハナリ

（長森委員） 左ノ如ク修正セハ如何

社員直接又ハ間接ニ會社ニ賣渡シタル物件又ハ社員會社ニ供給  
スル自己ノ勞力及ヒ自己ノ利益ノ爲メ媒介シテ雇入タル他人ノ  
勞力ノ價格又ハ報酬ニ付テモ亦前項ニ同シ

（細川委員） 左ノ如ク修正ヲ加フヘシ

社員會社ニ物件ヲ賣渡シ勞力ヲ供給シ又ハ他ノ報酬ヲ受テ物件  
ヲ讓渡シ勞力ヲ供給シ又ハ物件ノ賣渡勞力ノ供給ニ付キ利益ヲ  
受ケタルトキハ其物件勞力ニ付テモ亦同一ノ異議ヲ述フルコト  
ヲ得

（岡布委員） 更ニ左ノ如ク修正ヲ爲セハ如何

「社員會社ニ賣渡シ又ハ他ノ報酬ヲ受テ讓渡シタル物件若クハ

報酬ヲ受テ供給シタル勞力又ハ會社ノ買受讓受若クハ雇入ニ付  
キ社員利益ヲ受タル物件勞力ニ於テモ其物件勞力ノ價額甚シク  
時價ニ超過シタルトキハ亦前項ニ同シ」

（笑作委員） 本員ハ左ノ如ク修正ヲ爲シタシ

「社員自己ノ物件ヲ會社ニ賣讓シ又ハ自己ノ勞力ヲ會社ニ供給  
シ若クハ他人ノ賣讓又ハ他人ノ勞力ノ供給ニ付キ自己ニ利益ヲ  
受タルトキ其物件又ハ勞力ニ付云々」

（岸本委員） 本條ハ社員ノ異議ヲ述フルコトヲ得ル場合ノミチ云  
ヒ會カ本條ノ場合ニテ異議ヲ申述フルヲ得ルカ否ノ規定ヲ掲ケサ  
ルハ如何ナル理由ナルヤ之ヲ社員ニノミ許シ會社ノ方ニ許サ、ル  
ノ理由ナカルヘシ

（本尾委員） 本條ハ弊害ノ最モ大ナル場合ニノミ規定ヲ設ケタル  
モノニ過キサルナリ



(鶴田委員) 第二項ハ率口削除スル方可ナリ

○第二項ハ遂ニ左ノ如ク修正シタリ但質問ノ上尙ホ之ヲ決議スルコトニ決セリ

「社員會社ニ物件ヲ賣讓シ又ハ勞力ヲ供給シ若クハ他人ノ物件ノ賣讓又ハ勞力ノ供給ニ付キ自己ニ利益ヲ受タルトキ其物件又ハ勞力甚シク時價ニ超過シタルトキハ亦前項ニ同シ」  
午後

○第五十二條

異議ナシ

○第五十三條

(本尾委員) 其持分ノ割合ニ應シノ數字ヲ挿入セラレタリ蓋シ詳細ニ之ヲ示スノ有用ナリトノ事ナリシ

○其持分ノ割合ニ應シノ數字ニ付キ有用無用ノ議論アリシカ遂ニ之

ヲ削除セハ如何ナルヤヲ質問スルコトニ決セリ然ルニ承認ヲ引受ト爲シ質問ヲ爲サ、ルコトトナレリ

○第五十四條

(本尾委員) 「明言シテ」及ヒ「又ハ事情會社ノ爲」ヲ挿入セラレタリ蓋シロエスレルノ案ト異ナルコトナシ

○事情ヲ事實ニ改ム

○第五十五條

(本尾委員) 裁判上ト裁判外ト之間ハスノ語ヲ挿入セラル蓋シ此語ヲ加ヘサルトキハ特別ニ委任狀ヲ有セサルヘカラサルカ如キ疑アルヲ以テ之ヲ避ケンカ爲メナリト

○「且權利ヲ處分」ヲ「又處分」ニ改ム

○第五十八條マテ

異議ナシ



○第五十九條

(本尾委員) 「社員タルノ事實」云々ニテハ何分不明瞭ナルヲ以テ之ヲ明示シ「會社ノ業務ニ參與スル者又ハ出資ノ義務ヲ定メスシテ社員タル權利義務ヲ有スル者」ト爲スヘシトテ改正セラレタリ蓋シ出資ノ義務ヲ定メスシテトハ匿名社員ヲ云フナリ

(細川委員) 出資ノ義務ヲ定メタル者ハ如何

(本尾委員) 出資ノ義務ヲ定メタル者ハ正當ノ社員ナリトス而シテ定メスシテ社員タルトハ金主ノ如キヲ云フナリ

(岸本委員) 出資ノ義務ヲ定メタルトキハ連帶責任ヲ有セス定メタル部分ニ付責任ヲ負フヘシ然レトモ定メサルトキハ社員ト同一ナリト云フニアルカ如シ

(細川委員) 原文ニ責任ヲ供資額マテニ限ラスシテ社員タルノ權利トアリ然ルトキハ供資額ニ限りタル責任ナルトキハ即チ有限

責任トナルモノ、如シ

(本尾委員) 定メタルト定メサルト之間ハ社員タルモノ、權利義務ヲ有スル者ハ皆連帶責任ヲ負フヘシト云フニ在リ

(笑作委員) 岸本委員ノ説ノ如クナルトキハ大ニ弊害アルノミナラス合名會社ノ性質上ナキモノナルヘシ

(岸本委員) 否供資ヲ定メタル者ハ其額ヨリ以上ニ義務ヲ負ハサルノ意ヲ推察スルヲ得ヘク又第三者ニ於テモ供資ノ定メナキトキハ無限ト看做スモ不可ナシト雖モ既ニ定メタル額ナルトキハ其以外ノ責任ヲ見當ト爲スハ其者ノ過失ナリト云ハサルヘカラス

(岸本委員) 本條ハ社員間ニ止マリ社外人ニ對シテ適用スルコトヲ得サルモノナルヘシ

(本尾委員) 本條ヲ要スルニ匿名社員タルヘキ者ハ終始會社内輪ニ匿レ居ルヘキニ然ラサルトキハ制裁トシテ連帶責任ヲ負ハスル



ノ精神ナルカ如シ

○出資ノ義務ヲ定メスシテ社員タルノ權利義務ヲ有スル者ト定メサルモノトノ責任關係如何ヲ質問スルコトニ決ス

○第六十二條マテ

具備ナシ

○第六十三條

(本尾委員) 社員ノ要求シ得ヘキノ數字ヲ挿入シタルノミ

○第六十四條

(本尾委員) 會社財産ノ分配前ニ在テハノ數字ヲ挿入セラレタリ

○第六十五回

(本尾委員) 完償云々ニテハ明瞭ナラストテ減少セラレ又ハ支障セラレタルトキト改メラレタリ蓋シ精神ニハ毫モ變更ナシ

○「要求」ノ下ニ「ノ辨償」ノ三字ヲ加フ

于時午後第三時



商社法編纂會議筆記

第四議會第四回 明治十九年五月二日

○第六十六條

(本屆委員) 修正案ニテハ契約ノ無期有期ナルニ拘ハラストナセシニロエスレル氏ハ有期ハ自己ヨリ之ヲ東轉スルモノナレトモ無期ナルトキニ總社員ノ承諾ヲ得ルハ苛酷ナリ故ニ之ノ場合ハ豫告ヲ以テ退社ヲ許サ、ルヘカラサルナリ

又豫告ニ付テハ六ヶ月前ニナスハ法律ニ於テ定ムルコトニ關シテ<sup>其</sup>ハ種々議論モアリシカ先ツ社員ハ此規定ヲ示サ、ルモ必スナスヘシトハ云ヒナカラ事業上ニ關係スル所アルヲ以テ法律ニ於テ之ヲ定メ置クヲ可トス

(岸本委員) 重要ノ事由ノ有無ニ拘ハラズ總社員カ承諾ヲ與フルトキハ六ヶ月前ノ豫告ヲナサスシテモ退社スルコトヲ得ルモノナ



ルヘシ

(笑作委員) 若シ社員ノ承諾ヲ得テ退社スルモ債主ニ於テ之ヲ拒ムトキハ其効ナカルヘシ

(本尾委員) 承諾ノ上ハ隨意ニ退社スルコトヲ得ヘシト雖モ退社後第七十一條ニ於テ二年間責任ヲ負擔セシムルヲ以テ差支ナシ

○本條ハ「承諾ヲ得」トアルヲ「承諾ヲ要シ」ト改ム

○第六十七條

(本尾委員) 精神ハ異ナラス止タ文字ヲ修正シタルノミ則チ除名セラレタル者トアル時ハ人ヲ以テ主トスルカ如シ此場合ハ事柄ヲ以テ主トセサルヘカラス

第二項ハ原文ニハ權利承繼者トノミアレトモ反譯ニテハ相續者必用トセハ之ヲ記入スルモ差支ナシ又第四十三條ニ云々トアルヲ以テ旁相照應セシムル於テ相續人ナル文字ヲ加フル精神上於テ故障

アルコトナシトノコトナリシ

(福布委員) 第五項ハ此ニ明載セサルモ官吏タルモノハ商業ヲ爲スコトヲ得サルコトハ別ニ制裁スル所アルヲ以テ削除スル方可ナルカ如シ

(細川岸本委員) 然リ削除スルヲ可トス

(本尾委員) ロエスレル氏モ之ヲ加フルハ餘リ好マサル所ナリ然レトモ之ヲ加ヘタルハ官吏トナリシ時ハ如何トノ疑ヒヨリシテ之ヲ掲ケタルモノナレハ素ロエスレル氏モ必要トセサル所ナリ

(長森委員) 第三十九條ノ資格ヲ失フタル社員ハ本條第一項ノ除名中ニ入ルヤ

(細川委員) 然リ本員ハ其餘名中ニ入ルヘキモノト信ス

(岸本委員) 否除名ニ入ルヘキモノニアラス尤モ其結果ハ除名ト同一ナルニ至ルモノナレトモ本條ノ除名トハ別異ナルモノトス



（本尾委員） 然り其事柄ハ異ナルモ其結果タル除名シタルト同一ニスルモノナリ

○本條ハ第一項ハ第三十九條ノ社員モ包含スルヤ否ハ質問ニ決シ第二項ハ關員タルノ下ニ「可キ」ノ二字ヲ加ヘ第五項ハ削除セリ

○第六十八條

（本尾委員） 本條ハ理由ノ二字ヲ加ヘタリ其意タル隨意ノ退社ナルヤ又ハ前條ノ第一項ナルヤチ明カニセサルヘカラサルヲ以テナリ

○本條ハ原案ニ決ス

○第六十九條

（本尾委員） 本條ハ修正案ノ清算書チ貸借對照表ト改メ但書以下チ削除シタリ其理タル負債ノ貸方ニ越ユルハ則破産ノ場合ニ至ルヘキヲ以テ此ニ之ヲ掲ケサルモ別ニ差支ナキヲ以テナリ

商社三四ノ七〇

午後開會

○第七十條

（本尾委員） 出資又ハ使用權ト爲シ使用權云々ヲ挿入セラレタリ蓋シ此使用權ハ退社ト共ニ終止スルモノチ云フ否ラサル使用權ハ前項ニ依リ普通物件ト同一ニ之チ處分スルモノトス

○第二項ハ左ノ如ク修正ヲ加ヘタリ

「出資勢力チ勢力出資ト改メ出資又ハ退社ト共ニ終止スル使用權ニ付テハ其價格チ價フノ義務ナキモノトス」

○第七十一條

（本尾委員） 原案然レトモ以上ハ之チ掲ケサルモ勿論ナルノミナラス却テ繁雜ヲ來スノ恐レアルヲ以テ然レトモ以下ノミニ改正セラレタリ

又退社後一年トアリシチ二年ト改メラレタリ



○本條ハ異議ナシ

○第七十五條

(本尾委員) 第二條ニ掲ケタル場合ノ外ナル文字ヲ加ヘラレタリ其理ハ第二條ニ示シアルモノ、外ナルコトヲ此ニ記載スルハ頗ル要用ナルヲ以テナリ

(笑作委員) 本條ノ除名ハ第四十條及第五十二條ノ場合ヲ云フヤ(本尾委員) 否右ノ兩條トハ別異ナリ本條ノ除名ハ社員中ニテ折合ノ付カサル場合ナリ

(岸本委員) 然レトモ到底ハ第五十二條ノ場合ニ陷ルモノナリ(細川委員) 除名スルモ會社云々ハ之ヲナスモ會社ヲ維持スルコト能ハサルニ至ルヲ以テ裁判所ニ訴フルノ意ナルカ如シ

(本尾委員) ロエスレル氏ノ精神ハ已ニ除名シタルモ會社ノ保續スルコト能ハサル場合ニ至テ出訴スルノ意見ナリ

商社三四ノ七一

○本條ハ會社ノ地位トアルチ會社々員間ノ關係ト改メ其他ハ原案ニ異議ナシ

○本條ニ關シ笑作委員ヨリ呈出シタル修正説ハ左ノ如シ(否決)(笑作委員) ノ呈出

第二條ニ掲ケタル場合ノ外會社其目的ヲ達スルコト能ハサル事由アル時若クハ會社ノ地位ヲ維持スルコト能ハサル事由アリテ或ル社員ノ除名ニ依リ之ヲ排除スルコトヲ得サル時一名又ハ數名ノ社員ヨリ其事由ニ依テ解散ヲ申立ルニ於テハ云々



[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

商社法編纂會議筆記

第四議會第五回 明治十九年五月四日

○第七十八條

(本尾委員) 其他殘務トハ甚タ漠然ナリトノ抗辯ニ付キ之レハ裁  
判上ト否トヲ問ハス仲裁等ヲ爲スモノ迄ヲ包ムナリト申ヘシニ然  
ラハ殘務云々ヲ削リ第三項ヲ追加シ且ツ結算人ハ會社ノ常務ヲ處  
辨シ云々ト改正セラレタリ

(委員長) 常務ト云フハ種當ナラサルヲ以テ之ヲ事務位ニ改ムチ  
可トス

(周布委員) 常務ト云フモ精神ハ殘務ノ事トナルヲ以テ殘務ト爲  
スモ不可ナシ

(細川委員) 仕掛ノ事務ト爲セハ如何

○常務ヲ「殘務」ニ「和解ヲ爲シ」ヲ「和解契約ニ改ム



○第八十一條

(本尾委員) 本條ハ委員ノ削除セシテ更ニ挿入セラレタルモノナリ而シテ之ヲ削除シタルハ第八十條ニ支障ナキ財産ト云フト抵觸スルモノナリト云フニ在リ然レトモ本條ハ第八十條ノ支障ナキ財産トハ是レ々々云フト示スモノナレハ必用ナリトテ掲ケラレタリ

○第八十二條

(本尾委員) ニ於テ削除シタルモノヲ更ニ挿入セラレタルモノナリ

(細川委員) 金圓ニテ要求ス可シ云々ハ本條ニ至リ復タ之ヲ示スノ必用ナキカ如シ

(本尾委員) 要スルニ本條ハ社員ニ付テ規定シ第七十條ハ會社ニ付キ云フモノトス但シ要點ハ特約云云ニアルモノトス

(笑作委員) 第八十條ニ第七十條云々ト掲ケタルヲ以テ本條第一

項ハ重複ナルニ依リ之カ削除ヲ質問セハ如何

(本尾委員) 併シ本條アルモ害ナキニ依リ敢テ削除ヲ抗辯セサリキ

(笑作委員) 併シ餘リ贅文ニ涉ルモノナルヲ以テ尙ホ一應削除ヲ質問セラレンコトヲ希望ス

(本尾委員) 諾

(笑作委員) 本條ノ原文ヲ案スルニ持分ノ價額ニ相應スル金圓ヲ以テトアリ而シテ第七十條ニハ單ニ金圓ヲ以テトアリ然ルトキハ退社ノ時ハ持分ニ相應セサルモ金圓ニテ拂渡スヘシト解スルコトヲ得ヘシ果シテ然ルトキハ大ニ不都合ヲ來タスナリ

委員長) 質問ノ點ハ如何決スルヤ

(本尾委員) 要スルニ第八十條ニ第七十條ニ照シトアルヲ以テ本條ナキモ歸スル所同一ノ精神ニ至ルニ依リ寧ロ本條ヲ削除セハ如



何ト質問セント欲スルナリ若シ本條アルトキハ第七十條ト比照シ  
之ヲ論スルニ不都合ノ廉少キナラサレハナリ

(周布委員) 特約ノ二字ヲ解スルニ二種アリ一ハ現存差入レタル  
物件ニテ返戻ヲ受ケ金圓ニテ拂戻シテ受ケサルトキ一ハ差入レノ  
際價額ヲ付スルコトヲ爲サ、リシカ爲メ之ヲ金圓ニテ拂渡スチ得  
サル場合はレナリ故ニ特約ノ事實ヲ質問スルモ亦不可ナカルヘシ  
(本尾委員) 第二項ハ之ヲ例フレハ左ノ如シ

總出資額、、、、、

各社員出資額、、、、、

、、、、

解散ノ際

現在資額、、、、、

右チ各社員最初差入レタル資額ニ比例シテ之カ計算ヲ立ルチ

云フ

而シテ本項チ加ヘタルハ是迄此計算方法ヲ規定セサルニ依リ即チ  
之ヲ示スハ必用ナリトテ追加セラレタルナリ蓋シ金圓ニテ拂渡チ  
受クルニ解散ノ際ノ出資額ニテ受クルヤ又ハ最初差入レタル時ノ  
價額ニ應シテ之ヲ受クルヤチ詳ニセサレハ大ニ不都合チ來スヘシ  
何トナレハ解散ニ至ルマテ社員中ニ持分ノ増減アルコトナレハナ  
リト即チ例ヘハ差入レタル時ハ其物件ノ高價ナリシニ解散ノ際大  
ニ低價ニナリシモ之レカ比例チ作ルニハ差入レタル時ノ價額チ以  
テ標準ト爲シテ計算スヘキチ云フナリ

午後開會

(周布委員) 會社ノ財産額ニ對スル各社員ノ持分云々トセハ如  
何(之ニ決ス)

○第二項各社員ノ上ニ「會社財産ニ對スル」ノ數語チ追加ス



(委員長) 特約トハ物品ニテ拂渡チ受クルトノ契約ニアラスシテ  
初ノ百圓ノ物件ヲ差入レ拂戻チ受クルトキハ千圓ヲ拂戻スヘキ契  
約ヲ爲シタルモノヲ云フナルヤ否チ質問スヘシ

(本尾委員) 諸若シ第一項削除ニ決スレトモ第二項ハ存在シ置ク  
ヘキヤ又ハ之ヲ共ニ削除スヘキヤ

(細川委員) 第二項ノミ存在スルモ不可ナシ

○第八十七條

(本尾委員) 第二十二條第二ヨリ七マテニ記シタルモノ、外云々  
ト改ノ第一ニ合資會社タル事」ヲ加ヘラレタリ

(岡布委員) 一、二、三、トアルハ皆第一、第二、第三、ト爲シ

總テ第ノ字ヲ「冠スルコトトセハ如何ヘ之ニ決ス」

○岡布委員ノ發議ニ依リ第五責任ノ上ニ「氏名及其」ヲ加ヘ末文ノ  
及以下ヲ削除ス

○第九十條

(本尾委員) 本條ハ委員ニ於テ削除セシモノヲ更ニ挿入セラレタ  
ルモノナリ

○第九十一條

(本尾委員) 社員三名以上及ヒ三名以下云々ヲ挿入セラレタリ  
譯文ニ之レナキモ原文ニテハ然レトモ社員三名以上云々トアリ併  
シナカラ條ノ冒頭ニ然レトモノ字ヲ加フルハ適當ナラサルヲ以テ  
之ヲ譯セサリシ

(鶴田委員) 原案ニテハ七名以上ナルトキハ取締役ト爲サレタル  
ヲ更ニ三名以上トセシハ別段理由ナキカ如シ

(本尾委員) 三名以上ノ有限社員ノ集合スルトキハ内輪ハ或ハ治  
マラサルノ恐レナキニアラサレハ之ヲ防制センカ爲メ三名以上ト  
爲シタルナリト



(鶴田委員) 七名トアリタルハ株式會社ノ數ニ適應スルチ以テ可ナリト雖モ今之チ三名ト爲スハ少シク不都合ナルカ如シ

○「三名以上」チ「三名ヲ超ユル」ニ「爲ス可シ」チ「撰定ス可シ」ニ改メ「各自ニ」ノ下「於テ」ノ二字チ省キ「爲スコト」チ「取扱フコト」ニ「取扱ム」チ「定ム」ニ改メラレタリ

○第九十二條

(本尾委員) 業務擔當者及ヒ裁判上ト裁判外トノ云々チ加ヘラレタリ

○第九十三條

(本尾委員) 業務擔當社員チ加ヘタルノミ

○社外人チ「第三者」ニ改ム

○第九十四條

「賣渡讓渡」チ「賣讓」ニ改ム

○第九十五條

(本尾委員) 業務擔當云々幾員ニ於テノ數語チ挿入セラレタルナリ

○「幾」チ削リ「數員又ハ一員」ニ改ム

○第九十六條

(本尾委員) 本條ハ二項ナリシチ別ニ一ケ條ト爲サレタルナリ

○第九十九條

(本尾委員) 取締役ノ職務ヨリ言チ立ルハ種當ナラサルチ以テ通常會ト云フモノ、方ヨリ之チ揭クヘシトテ改正セラレタルモノナリ

○「開ク可キ通常總會ニ於テハ」チ「通常總會ヲ開キ」ニ改ム

○第一百條

(本尾委員) 「總社員ノ承諾ヲ要スル」ト改メラル蓋シ組織變更



シタルヲ以テナリ

○第一百一條

(本尾委員) 法律ニ定メタル決議ヲ取ルコト能ハサル場合ニハ如何スルヤ此方法ヲ定メサルヘカラストテ之ヲ有効ト爲ス手續ヲ規定セラレタリ

○「ニ於テ爲シタル」ヲ「ノ」ニ「要スル社員」ヲ「要スル定款ノ社員」ニ改ム

○第一百三條

(本尾委員) 株金額ニ止マルト云フハ種當ナラサルナリ何トナレハ株主ノ責任ト云フコトヲ得スシテ株主ハ會社ノ債主タルモノナレハナリトテ「其財産」云々ト改メラレタリ

○會社ノ負債ニ對シテハ其財産」ヲ「其負債ニ對シテハ會社ノ財産」ニ改ム

○第一百六條

(本尾委員) 本條裁判所ノ公證云々ハ委員ニ於テ現今ノ事情ニ適セストテ削除シタリ就テロエスレル氏ノ申出ニハ公證人規則ノアラサル今日ニ於テハ尙更裁判所ノ公證ヲ受ケサスル様委員ニ於テ規定アラソコトヲ希望スト

(鶴田委員) 政府ノ許可ト云フ確證アレハ裁判所ノ公證ヲ受クルニ及ハサルナリ

(細川委員) 然リ

(本尾委員) 政府ノ許可ヲ受タヘキ程ノモノ故其契約書ノ公證ヲ受タルコトヲ明示セシムルモ亦不可ナカルヘシト

(箕作委員) 商法頒布ニ至ルトキハ裁判官ヲシテ干涉セシムル事件少シトセス就テハ商社法ニ其發端ヲ作り裁判所ノ公證ヲ受ケシムルコトトセハ如何



(細川委員) 裁判所ノ公證ヲ爲スハ歐洲ノ慣習ナルヘシ

(笑作委員) 裁判所ヲシテ公證セシムルハ公證人ノ設ケナキニ依ルモノナルヘシ

(本尾委員) 然リ

○裁判所ノ公證ヲ受ケシムルヤ否ノ論ハ未定

○第百八條

(本尾委員) 農商務大臣ト爲シタルハ我邦慣例ニ從ヒタルモノナレトモロエスレル氏ハ原案ニテハ主務省ト爲セリ蓋シ主務省トハ事業ノ如何ニ依リ管轄具ナレハナリト然レトモ農商務大臣ニ於テ他ノ省ニ協議スルモノナレハ氏ノ精神ト具ナルコトナシト陳ベシニ司法上ノ事柄ニ至ルマテ總テ商社ニ關スル事件ヲ農商務大臣ニ管涉セシムルハ適當ナラサルコトナリト然レトモ之レ日本ノ官制上ニテ改正シタルト云フニ於テハ余ハ素ヨリ取テ容ルル能ハサル

コトナリト

○本條ハ未定

于時午後第三時二十分



商社法編纂會議筆記

第四讀會第六回 明治十九年五月五日

午前第一時開會

○前回ノ續キ

(周布委員) ロエスレル氏ノ意見ノ如ク裁判所ニ於テ公證セシム  
ルトセハ如何

(鶴田委員) 農商務省ニ於テ之ヲ爲サシムヘシ

(周布委員) 然ラハ之ヲ主務省トシ若シ管轄ノ分明ナラサルトキ  
ハ總テ農商務省ノ所轄トセハ或ハ不都合ナカルヘシ

(長森委員) 主務省トスルトキハ其所轄ニハ二ケノ別アリ何トナ  
レハ鐵道電信ト雖モ其目的タル商事ナルヲ以テ之ヨリ論スルトキ  
ハ總テ農商務省ノ所轄トナルヘキナレトモ其事業ヲ以テ論スルト  
キハ農商務省ノ所轄トナルモノナカルヘシ



(周布委員) 其事物ハ事業ニ依テ區別セサルヘカラス故ニ電信鐵道ノ如キ明カニ逓信省等ニ於テ所轄スヘキモノハ該省ノ管轄トシ其分明ナラサルモノヲ以テ總テ農商務省ノ所轄スルモノトシ其意味ヲ本條ニ明載セハ敢テ不都合ナカルヘシ

(本尾委員) 全体私設鐵道又ハ電信等ノ設立盛大ナルニ於テハ現今ノ制度ニテハ不可ナリ此場合ニ至テハ別ニ之ヲ管理スルノ一局ヲ設ケテ始終其管轄ノ下ニ置カシメ一切ヲ取扱ハシメサルヘカラス

(周布委員) 本員ノ考量ニテハ農商務省ニ於テハ其設立ノ條例ニ違背ナキヤ否ヲ調査スルニ止メ法律ニ合フヤ否ノ點ハ人民ノ思想ニ任シ且裁判所ニ於テ之ヲ查スルノコトトセハ目下敢テ不可ナカラシカ

(委員長) 先ハ主務省トナシ置クヘシ

(笑作委員) 獨逸ニテハ如何

(本尾委員) 獨逸ニテハ只タ官許ヲ受クヘキ旨ヲ定メタルモノニシテ其之ヲ許可スル場合ハ別ニ之ヲ定メタリ

(笑作委員) 佛法ニ於テモ本案ト同一ノ主義ニテアリシ

(岸本委員) 佛法ハ只タ政府ニ於テ許可ストアルノミ其巨細ノ件ハ別ニ定メタリ

(笑作委員) 其事業ノ區別ニ依テ所管ヲ異ニスルモノハ其省ノ管理トシ先ツ本法ノ主務省トスルハ重ニ農商務省ト認定シ其異ナルモノニ付テハ別ニ省令ヲ以テ定ムルトセハ不都合ナカルヘシ

(細川委員) ロエスレル氏ノ意見ニ依ルトキハ公證人又ハ裁判所ノ公證ヲ受ケシムルハ第六條ノ場合ナリ然ルニ獨逸法ニハ解散ノ場合ニモ公證人ノ公證ヲ受クルカ如シ同氏ハ此場合ノミトスルノ意ナリヤ



(本尾委員) 然リロエスレル氏ハ此場合ノミトセリ

(製作委員) 第二百五條ノ官許ノ件ハ委員ニ於テ必要ト認メタレハ先ツ之ヲ置クヘシトノ意ナルヤ

(本尾委員) 否今日日本ノ狀況ニ於テハ之ヲ必要ト認定セラレ、所アラハ原案ヨリモ必ス許可ヲ受クルコト事實ニ適當ナルヘシト、ノコトニテ今日ハ同氏モ官許ヲ得セシムルコトヲ贊成スルモノナリ

(委員長) 第六條ニハ公證ノコトハ加フルコトトスヘシ且第六條ハ農商務省トアルヲ事業ヲ管轄スル主務省ト改ムルコト、セハ如何

(委員) 皆ナリ

○第六條ハ署名捺印ノ下「シ裁判所又ハ公證人ノ公證ヲ受ク」ノ數字ヲ加フ

○第八條ハ農商務省ヲ主務ノ省ト改ム

(本尾委員) ロエスレル氏ヨリ尙一ノ注意ヲ言レタリ其理由ハ第一修正案ノ第二百二十四條ノ第八項タリ一併記名ノ際金員ヲ拂ハシムルハ發起人ノ入費ニ充ツルモノニアラス必ス發起人ハ之ヲ爲ス丈ハ自カラ其金員ハ備ヘ置クモノナリ之ヲ爲スモノハ株主力記名シテ後ニ金員ヲ入ル、時ニ至テ之ヲ拒ムコト多クアリ故ニ記名ノ際之ヲ入レシムルハ自カラ保證ノ一部トナルモノナリ之レ歐洲一般ノ慣習ナルモノニシテ亦實際不都合ナシ故ニ各委員ニ於テ尙熟考ヲ煩ハストノコトナリ併シ強テ之ヲ加フル旨ヲ主張スルニアラス尙後來便宜ヲ得テ加ヘラル、トスルモ満足ナリト

(委員長) 我邦ニテハ其事ニ反對シテ發起人カ持運ケテ爲スノ弊ヲ生スヘシ故ニ先ツ之ヲ設クルハ見合スヘシ

(本尾委員) 諾



○ 第一百九條

(本尾委員) 本條ニハ其廣告中ニハ云々ノ一項ヲ加ヘラレタリ別ニ之ヲ述フルノ理由ハ喋々セサルトモ明瞭ナラン  
(笑作委員) 之ヲ置クモ不可ナシ

○ 本條ハ原案ニ決ス

○ 第一百十七條

(本尾委員) 本條修正案ニハ登記官吏トアリ不用ナルヲ以テ削ラレタリ又第七項ハ存立期限ノ有無トアリシヲ定メタリシトキハ其期限トセシハ第 條ヲ改メント同一ナリ又本條ニ登記官吏ヲ削リタルモ末項登記官吏トアルモ差支ナシト

○ 第一百二十條

○ 第一百二十一條

(本尾委員) 此兩條ニハ出費ノ二字ヲ加フ何トナレハ負債ノミニ

テハ不足ナレハナリト

○ 異議ナク原案ニ決ス

○ 第一百二十三條

(本尾委員) 第四項ニ株主ノ所得ノ文字ヲ加フ其理ハ賣讓ノミテハ不可ナリ買主讓受主ノ場合モ亦定メサルヘカラス故ニ所得ノ文字ヲ加ヘラレタリ

(長森委員) 所得ノ文字ハ一ノ物件ヨリ生スル所ノ利益ト認メラル、ニ依リ何トカ文字ヲ改メサレハ大ニ間違アラン故ニ賣買授受トナス方可ナリ

(細川委員) 否所得トハ其物件ヲ得タル場合ニモ亦用ヒラルヘシ

○ 本條第四項ハ株式ヲ所得シ及賣讓シタル年月日ト改ム

○ 第一百二十六條

(本尾委員) 本條ハ修正案ニハ數名ニテ株券ヲ共有スルモノハ其



中ノ一名チ以テ株主ト爲ス可シトノ一句アリシ然ルニ其修正タルロエスレル氏ノ意見ト頗ル相違スル所アルヲ以テ寧ロ削除シタル方間違ナカルヘシトノコトニテ本案ニハ之ヲ削除シテ分割合併ノミト改メラレタリ併シ其精神ニ於テハ異ナラサレハ二人以上アルトキハ原案ニ依テ處分スルノ意見ナリ

○本條ハ異議ナク可決ス

○第二百二十九條

(本尾委員) 本條ハ委員ニテ削除シタルモノナリ然ルニ之ヲ削リシ理由ハ拂込以前ニ爲シタル假株券ノ賣渡ハ實際ナカルヘシトノコトナリシカロエスレル氏ハ否テス實際ニハ大ナル弊害アルモノニシテ則拂込以前ニ於テハ其株券ノ權利ヲ賣買譲與スルコトアリ故ニ本條ハ設ケ置カサルヘカラス

于時十二時中止

午后一時開會

退席委員

全席委員

○第三百三十四條

(本尾委員) 第二項ノ修正案ニテハ其責任ヲ異ニスルコトヲ得スルトアルハ意味不明ナリ故ニ取締役ト同一ナリトスルト爲サ、ルヘカラスト

○異議ナシ可決ス

○第三百三十七條

(本尾委員) 取締役ト合名ノ擔當社員トハ少シク異ナル所アルヲ以テ自カラ其規定ヲ異ニセサルヲ得ス然レトモ責任ハ同一ニテ可ナリト依テ本條ノ如ク改メタリ

○異議ナシ可決ス



○第一百五十二條

(本尾委員) 本條ノ二項ニ左ノ如ク加ヘラレタリ

第一百一條ノ規定ハ株式會社ニモ適用ス可シ

○異議ナク可決ス

第一百五十四條

(本尾委員) 然レトモ以下ヲ加ヘタル理由ハ總會又ハ定款ニ定メタル決議ニ於テ隨意ニ爲スコトヲ得レトモ法律ノ命令又ハ政府ヨリ特達シタル命令ニハ服従スヘキコトヲ明示シ置カサルヘカラス何トナレハ總會又ハ定款ニ定メタルトキハ如何ナル變更ヲ爲スコトヲ得ルヤノ疑ヲ生スルノ恐レアルヲ以テナリ

又或ル種類云々ハ假令ハ鐵道會社ニシテ定款ノ變更ヲナストキ法律ニ抵觸ヲ來スカ如キ恐レアルヲ以テ若シ之レカ變更ヲ爲サントスルトキハ必ス官許ヲ受クヘキ旨ヲ設ケ置カサルヘカラス何トナ

商社三四ノ八四

レハ之レナケレハ始メ官許ヲ得テ設立シタルモノニシテ變更ノ場合ニ至リ勝手ニ變更スルコトアルトキハ遂ニ不都合アルヲ以テ必ス變更ヲ爲ストキハ官許ヲ受ク可キ旨ヲ定メサルヘカラスト本員ハ不用ナリト信シ餘程抗論セシモ遂ニ結局ニ至ラスシテ別レタリ若シ委員諸君ニシテ不必用ナリトセハ尙質議スルコトアルヘシ

(賛作委員) 官ヨリ設クル規則ハ此ニ之ヲ示サ、ルモ他ニ於テ充分之レカ規定ヲ設ケ得ラルモノトス故ニ本案ニハ不用ナルカ如シ(委員長) 一應質議シテ削除ノコトヲ議スヘシ若シ聽入レサルトキハ左ノ如ク修正シテ据置クコトトスヘシ

會社ノ或ル種類ニ對シ定款ノ變更ニ付キ官許ヲ要ス可キコトヲ規定スルコトアル可シ

(本尾委員) 本條ハ質問シテ後決定スヘシ然ルニ本案ニハ削除シ



リリシカ原案第九節ハ實ニ株主ニ向テ種々ノ利益アルヘシ余ハ之ヲ加フル方極テ可ナリト信スレトモ又委員ニ於テハ如何ノ思想ヲ持セラル、ヤ一應意見ヲ提出シテ考量アラシコトヲ希望スルトノコトナリ

(笑作委員) 獨逸ハ始ノヨリ無記名トナスコトヲ得ヘキヤ

(本尾委員) 然リ

(笑作委員) 無記名ヲ許ストキハ總會ノ如キハ單ニ新聞ノ公告ニ止マルモノナレハ只タ名義ヲ存スルノミニテ容易ニ總會ノ實ヲ呈スルコト難カルヘシ

(長森委員) 若シ總會ニ出席ナキトキハ役員選舉ハ如何スルヤ

(本尾委員) 其折ハ役員ノ定ムル所ニ依ルヘシ而シテ其事ハ公告シテ株主ニ告知スルヨリ他ナシ

(長森委員) 若シ之ヲ發行スルトセハ或ハ民間ニ於テ株金額ヨリ

超過シテ之ヲ發行スルノ弊ヲ生セン

(本尾委員) 先ツ當分ハ之ヲ禁止スル方可ナルヘシ

○第六十二條

(本尾委員) 前回ニアリシ如ク相當ノ利息トアルヲ百分ノ八ト改メタリ

○第七十六條

(本尾委員) 農商務省トアルハ主務省ト改メサルヘカラス

○右兩條異議ナシ

出席 岸 本 委員

○第七十七條

(本尾委員) 本條ハ代理委員ノミナラス検査役ヲ以テ訴フル場合アルヲ以テ検査役ノ三字ヲ加ヘタリ

○異議ナシ



○第九十三條

(本尾委員) 修正委員ニ於テ先ニ債主負債主ノ名簿ヲ調製スルト  
アルチ會社ノ帳簿ト改メタリ然ルニロエスレル氏ニ於テハ單ニ帳  
簿トアリテハ其區域ヲ知ルコト能ハス故ニ其財産ノ現狀ヲ調査シ  
トシテ能ク其分界ヲ定メテ債主負債主ノ名簿等必要ナル分丈ヲ調  
査スルコトヲ示スヘシト

○異議ナシ

○第二百條

(本尾委員) 第二項ヲ加ヘタル理由ハ計算人ノ獨斷ヲ許サス必ス  
裁判所ノ處分ヲ乞ハサルヘカラサルヲ示ス蓋シ計算人ノ專横ヲ防  
クノ一端トス  
又訓示ヲ受クルトキハ其訓示ハ專ラナラサルヘカラス併シ訓示ノ  
見解上ニ付テハ裁判上ノ判決ヲ受クルコトヲ得

○異議ナシ

○第二百三條

(本尾委員) 結算人會社ノ財産ヲ以テ以下ハ委員ニ於テ削除セラ  
レタリシカロエスレル氏ニ於テ尙加ヘラレタリ其精神タルヤ先案  
ニ一層ノ嚴密ヲ致シタルノミ

(岸本委員) 債收者ノ惡意ナルトキハ如何

(本尾委員) 此場合ハ善惡ヲ問ハス取戻ヲ得ルモノトス

(岸本委員) 若シ債收者ニ於テ受取りシ金員ハ勿論之ヲ拂フノ財  
産ナキトキハ如何スル此場合ニ於テハ結算人ニ於テハ常ニ富有者  
タルチ以テ債收者ヨリ先ツ彼レニ催促シ彼ヨリ受ラルヘシ予ハ今  
之ヲ渡スノ物件ナシトスル時ハ債主ハ結算人ニ向テ直ニ其義務ヲ  
負擔セシメテ可ナリヤ

(本尾委員) 然リ



出席 周 布 委 員

第八十一條ノ全負債ヲ清完トアルチ負債ヲ完償ト改ム

○本條ハ領收者ヨリノ下ニ「之チ」ノ二字ヲ削ル

○第二百五條

（本尾委員） 第四項ニ總會ヨリ卸任トアレトモ爭論ニ依テハ裁判所ヨリ卸任ヲ命スルコトアルチ以テ總會又ハ裁判所ト爲サ、ルヘカラスト

○本條ハ農商務省チ主務省トシ第六項ノ債券ハトアルチ「ノ」ト改ム

○第二百六條

（本尾委員） 社員又ハ取締役ハ連帶シテ處罰スルヤ或ハ其内一人チ代表者トシテ罰スルヤチ問ヒタルニ各自ニ處罰スルノ精神ナリト而シテ二百十一條以上ト以下トハ區別チ設ケサルヘカラスト何

商社三四ノ八七

トナレハ十一條以上ハ取締役ニ付テノ罰ニシテ其以下ハ刑法ニ依テ處罰セラル、モノナリ又裁判所ノ處分トハ治罪法ノ手續ヲ履行スルニ及ハサルナリ故ニ之レカ區別チ爲サ、ルヘカラスト要スルニ自己ニ其罪ヲ免ル、コトヲ得サルモノトセリ

又罰金ハ自己ノ不注意ヨリ生シタル時ハ自己ヨリ出スヘシ又或ル會社ニ於テハ兼テ其邊ノ規約チナスヘシ尤モ自己ノ落度ニアラサルトキハ取締役ヨリ會社ニ掛リテ償ヲ受クヘシ

（周布委員） 若シ商事裁判所ニ於テ罰金ヲ科シタルモノ納ムルコト能ハサルトキハ株刑ニ換ユルヤ

（本尾委員） 株刑ニ換ユル可シ

（鶴田委員） 此場合ハ株刑ニ換ヘスシテ控訴文ニ止ムルモノナラヌヤ

（箕作委員） 本員モ亦株刑ニハ及ホサ、ルモノナルヘシ先質議シ



テハ如何

又罰金ヲ過科ト爲シ總テ刑名ニアラスト爲セハ或ハ疑テ防クニ足ラン歟

(岸本委員) 然リ過科ト爲シ控訴上告ヲ爲スチ許サ、ルモノトセハ可ナラン

○右ハ質問ノ上決定スルコトニ決ス

于時午後三時二十分閉會

商社法編纂會議筆記

第四讀會第七回 明治十九年五月六日

先回ノ續キ

(本尾委員) 第二百十四條ハロエスレル氏ニ於テ新入シタルモノトス

(細川委員) 第二百十二條ノ末項ノ場合ハ質問セシヤ

(本尾委員) 答辯ニ助成シタルモノモ役員ノ罰ト同一ニ處斷スルヲ云フト

(細川委員) 助成者ノ如キハ即チ從犯ト云ハサルヘカラス果シテ從犯トセハ法理上ヨリ一等チ減スル位ノ事チ云ハサレハ種當ナラサルナリ又犯則チ生セシメタル者トハ理論上ヨリ云フトキハ即チ火元ナレハ幾分カ刑ノ權衡チ斟酌セサルヘカラサルナリ  
(橋田委員) 權衡チ論スレハ左ノ如ク修正セサルヘカラス



「前項ニ掲ケタル者ノ外他ノ役員及使用人自己ノ失錯ニ由リ其  
犯則チ生セシメタルトキハ當該役員ト同一ノ刑ニ處シ若シ其犯  
則チ助成シタルトキハ從犯トシテ處斷ス」

（細川委員） 然リ刑法上ヨリ論スルトキハ如此修正セサルヘカラ  
ス

（笑作委員） 失錯ト云フハ種當ナラサルヲ以テ之ヲ所爲ト改メハ  
或ハ可ナルヘシ又當該役員ト同シクトハ犯則チ生セシメタル者ト  
共ニ當該役員ヲ罰スルト云フ意ニアラスシテ只犯則チ生セシメタ  
ル者ハ本條ノ罰ニ處セラルヘシト云フヲ以テ充分ナリトス

（本尾委員） ロエスレル氏ノ精神ニテハ兩者共ニ同一ノ刑ニ處ス  
ルナリ

（鶴田委員） 生セシメタル者ヲ罰スルニ取締役ヲ罰スルノ刑ト同  
一ノモノヲ以テスルハ可ナリト雖モ取締役ヲモ罰スルト云フハ種

當ナラサルナリ何トナレハ自己ニ犯則チ爲サ、ル取締役ヲ罰スル  
ノ理由ナケレハナリ

（笑作委員） 又ハ自己ノ失錯云々ハ原文ヲ案スルニ他ノ役員又ハ使  
用人カ助成シタルニアラスシテ主タル犯則者トナルトキハ同シク  
本條ノ罰ニ處ストアリ然ルトキハ譯文ト大ニ解釋ヲ異ニスルナリ  
（本尾委員） 第二百十一條ハ三人ノ取締役アルトキハ之チ一人ト  
看做シテ罰金ヲ言渡シ其罰金ハ三人ニテ連帶スルヲ云フ

（鶴田委員） 法文ニ於テハ此事分明ナラサルナリ知ラサル取締役  
ニモ連帶シテ罰金ノ言渡ヲ受ケシムルハ刑法上ノ原則ニ反スルヲ  
以テ特ニ明文ヲ以テ之ヲ示サ、ルヘカラス然ラサレハ一般刑法上  
ノ原則ニ基テ裁判セラル、ニ至ルヘシ

（岸本委員） 犯則チ生セシメタル者ノミ取締役ヲ罰スル刑ヲ以テ  
處斷シ取締役ノ一向知ラサル者ヲ罰スルコトニアラサル精神ト爲<sub>セ</sub>



ハ如何

午前第十二時

午後開會

(細川委員) 左ノ如ク修正セハ如何

(本尾委員) 若シ委員諸君カ刑法上ノ原則ニ基キ釋義アルカ如ク

精神ヲ改メンニハ左ノ如ク修正セハ可ナラン

第二百十二條 會社ノ役員左ノ事項ヲ犯シタル者ハ五十圓以上云

々

而シテ前項ニ掲ケタル云々ヲ削除セハ充分ナリ

(笑作委員) 第二百十一條及第二百十二條ノ末項ノ如キハ歐洲ノ

現行法ニ明文アルヤ否ヲ預メ質問アラシムコトヲ希望ス

(本尾委員) 質問ノ要點ハ取締役ハ使用人等ノ爲シタル犯則ノ爲

ノ一向事實知ラサルモ之ヲ共ニ罰スルハ刑法上ノ原則ニ反スルノ

ミナラス未タ如此制定法ナキヲ以テ我邦人ヲシテロエスレル氏ノ

意見ノ如ク解セシムルコトハ難事ナリ且ツ罰金ヲ連帶ト云フモ我

邦未タ此法ナキヲ以テ如何スルヤヲ質問セハ可ナラント信ス

(岸本委員) 取締役カ犯則ヲ爲シタルトキモ検査役ヲ共ニ罰スル

ノ精神ナルヤ

(本尾委員) 共犯ナレハ格別取締役ノ犯シタル罪ノ爲メ検査役ニ

罰ヲ科スルノ理由ナカルヘシ

(笑作委員) 検査役ハ取締役ノ事務ヲ検査スヘキモノナレハ取締

役カ犯則ヲ爲シタルトキハ即チ検査役ニ過失アルヲ以テ同一ニ罰

ヲ科セラル、モノナルヘシ



(委員長) 第二百十一條裁判所ノ處分トアルハ控訴上告ヲ許サ、  
ルノ精神ナルヤ否ヲモ質問スヘシ

(本尾委員) 諾

○第六章

(本尾委員) 共算商業トノミ單ニ稱スルハ種當ナラサルヲ以テ組  
合ノ二字ヲ挿入セラル蓋シロエスレル氏兼テ組合ノ字ヲ入ル、チ  
背セサリシカ今回ハ自ラ之ヲ挿入セラレタリ

○第二百十五條

(本尾委員) 法文ノ立方不可ナリトテ法文ヲ改メラル併シ精神ニ  
ハ一向變更シタル所ナシ

○「殊ニ其契約ニ依リ」ヲ削リ「之レカ爲メ」ニ改正ス

○第二百十六條

(本尾委員) 委員長ヨリ一時ノ語ハ明瞭ナラスト質問アリシニロ

エスレル氏ハ然ラハ一時ノ語ニ替フルコトヲ得ヘキ原語三ヶ程ヲ  
附記セラレタリ此内ニテ解シ易キ文字ヲ委員ニ於テ撰擇アリタシ  
ト

(細川委員) 「或ル商ヒ又ハ或ル作業」ト譯セラレシハ充分ナリ  
トス

(本尾委員) 第二百十七條以下ハ別段變更シタル所ナシ

(委員長) 括弧ノ内ニ當坐組合トアルハ總テ本文ニ連續セシメタ  
ル方見易カルヘシ

○括弧ヲ削除シテ本文ト連續セシムルコトニ決セリ

于時午後一時閉會



商社法編纂會議筆記

第四讀會第八回 明治十九年五月十二日

○第二條

(本尾委員) 法律命令トアリ命令ノ文字ナキチ之ヲ加ヘタリ尤モ法律ナル原語中ニハ命令ノ事ハ之ヲ包ムチ得ルト雖モ譯文ニテ充分ナラストセハ之ヲ加フルモ差支ナシトテ譯文ニハ追加シタリ然レトモ禁止セラレタル事業云々ヲ削リ單ニ「法律命令ニ背戻シタル事業」云々トセハ如何意味ニ於テハ一向差支ナク文章ノ体モ亦宜シカルヘシ

○「又ハ禁止セラレ」ヲ削ル

○第三條

(本尾委員) 設立シ又ハ其登記ト云フハ譯文ニテ少シク不体裁ナルヘシト云ヒシニ然ラハ原文ハ其儘ニテ置キ譯文ハ「之ヲ設立ス



ルコトヲ得ス」ト爲スヘシト（之ニ決ス）

○第十七條

（本尾委員） 其登記管轄ノ裁判所ト爲セシハ異議ナカリシ

○第二十九條

（本尾委員） 目的ニ異ナルト目的ヲ越ユルトアルハ第二十六條トノ區別ハ如何ノ質問ナリシカロエスレル氏ハ精神ヲ改正スヘシトテ左ノ如ク修正セラル

「會社ノ目的ニ反セサルモ之ニ異ナル事項ニ付テハ社員ノ承諾ヲ要ス」

而シテ第三十條ニ二項ヲ設ケ左ノ如ク記載セン

「前條及ヒ前項ニ掲タル社員トハ業務擔當ノ任アル社員ヲ云乙又第三十條ノ業務擔當社員云々ヲ削除スルナリ

（笑作委員） 目的ヲ越ユル事項ニ付テハ第二十六條ニ從フヘキヤ

（本尾委員） 然リ

（周布委員） 「會社ノ目的ニ反セサル特殊ノ事項ニ付テハ社員ノ承諾ヲ要ス」トセハ如何（之ニ決ス）

（岸本委員） 第二十九條ハ「事項ニ付テハ業務擔當ノ任アル社員ノ承諾」トシ第三十條ハ「事項ハ業務擔當ノ任アル社員ノ多數決」ト爲シ第三十<sup>條</sup>二項追加ヲ止メハ如何（之ニ決ス）

（本尾委員） 第二十九條第三十條ヲ合シテ一ケ條ト爲シ第三十條ハ「前條ニ社員トアルハ業務擔當ノ任アル社員ヲ云フ若シ擔當社員ナキトキハ總社員ヲ云フ」ト爲セハ如何

第四十六條

（本尾委員） 出資額ヲ越エテノ語ハ立替ト支拂ヲ爲ストノ兩語ニ關係スルナリト孰レモ出資額ヲ超ヘルトキハ利子ヲ得ルナリ期限至ラサル出資額ヲ超エテ立替ヲ爲シタルトキニ利息ヲ得ルコ



トテ得サルハ甚タ不都合ナラスヤト質問セシニ然ラハ出資額ヲ超ヘテノ額ヲ削リ出資ノ納期前後ヲ問ハス會社ノ爲メ支拂フタルトキハ利子ヲ取ルコトヲ得ヘキモノト爲スヘシ而シテ其場合ニ依リ利子ヲ取ルト否トハ一般ノ法理ニ任スヘシト

○第五十條

(本尾委員) 第二項ハ削除スルコトニ決セラル併シ裁判所ニ出ルトキハ第二項ノ精神ニ基キテ裁判スルモノトス

○第五十一條

(本尾委員) 欺詐ヲ證據立ルチ要セサル精神ナレトモ之ヲ證據立ルコトト爲シ一般法ニ依ラシメハ如何トノ質問ナリシカ今日ノ實況ニ適セストナラハ本條ハ總テ削除スヘシト

○第五十三條

(本尾委員) 其持分ノ割合云々ハ第五十條ニ依リ明瞭ナルノミナ

ラス本條ニ之ヲ云フトキハ却テ疑ヲ生スルチ免レサルヘシトノ質問ナリシカ持分ノ割合ト掲クルモノ向差支ナク又之ヲ削ルモ五十條ニテ充分ナリト

○「其持分云々應シ」ヲ削ル

○第五十九條

(本尾委員) 出資ノ義務ヲ定メストハ如何ナル場合ヲ云フヤノ質問ナリシカ義務ヲ定メタルモノハ普通ノ社員ナレハ有限責任ニアラサルハ勿論ナリ故ニ出資ノ義務ヲ定メサルモノモ無限社員トスルノ精神ナリト而シテ社員トアルハ合名社員ト見サルヘカラス故ニ匿名社員ハ此内ニ入ラサルナリト

「又ハ出資云々」ヲ「又ハ事實社員タルノ權利義務ヲ有スル者」ト改ムルモ不可ナシ

○「又ハ出資云々定メスシテ」ヲ「事實」ニ改ム



○第六十七條

(本尾委員) 本條ト第三十九條トノ關係質問ナリシカ第三十九條ハ特別ニ明文アルヲ以テ差支ナカルヘシト尤モ本條ノ如ク修正スルトキハ第三十九條ノ事柄ヲ記入セサルヘカラサレトモ第三十九條ヲ修正スヘシト

第三十九條

非サレハ除名セラレタルモノト看做

スヘシ(之ニ決ス)

○第七十九條

(本尾委員) 除名スルモノトハ除名セント欲スルモノ、意ナルヤ又ハ除名シタルモノ、精神ナルヤ又ハ此除名ハ除名トシテ制裁ヲ受タル場合ノ除名ヲ云フヤノ質問ナリシカ此除名ハ前諸條ノ除名ト異ナリト而シテ本條第二項ニ左ノ法文ヲ追加セント  
「前項會社ノ地位ヲ維持スルコト能ハサル場合ニ於テ社員ヨリ

相當ノ理由ヲ以テ解散ニ代ルニ一二社員ノ除名ヲ申立ルトキハ裁判所ハ其處分ヲ爲スコトヲ得」

○第二項ヲ追加シ第一項中「或ル社員ヲ除名スルモ」ノ數字ヲ削ル

○第八十二條

(本尾委員) 特約トハ金圓ノ多少ニ因テ特約シタル場合ヲ云フヤ及第八十條アルヲ以テ本條第一項ハ削除セハ如何ナルヤノ質問ナリシカ本條ハ第一二項共ニ削除スヘシ而シテ第八十條ノ第五十條及第七十條ノ規定ニ照シテト改正セント(之ニ決ス)

○第一百五十四條

(本尾委員) 第二項ハ削除セハ如何ナルヤノ質問ナリシカ遂ニ削除スルコトヲ承諾セラレタリ

○第二百一十一條

(本尾委員) 裁判所處分トアリ上告控訴スルコトヲ得ルヤ否ノ質